第９章　　総合評価

第9章　総合評価

9.1　環境要素ごとの調査、予測及び評価結果

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は以下に示すとおりである。

9.1.1　大気質

調　　査

＜環境大気質＞

対象事業実施区域１地点及び周辺４地点の計５地点とした調査結果は以下に示すとおりである。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、対象事業実施区域では通年、周辺４地点では四季に各１週間実施した。塩化水素、水銀及びダイオキシン類は、各地点で四季に各１週間、微小粒子状物質は事業実施区域で四季に各１週間、降下ばいじんは事業実施区域で四季に１ヶ月間実施した。

○二酸化硫黄

期間平均値（全季）は0.001ppm、日平均値の最高値（全季）は0.002～0.003ppm、また、１時間値の最高値（全季）は0.007～0.009ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化硫黄調査結果　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ 対象事業実施区域	0.001	0.009	0.003
地点Ａ 西尾中学校	0.001	0.008	0.003
地点Ｂ 室場小学校	0.001	0.009	0.002
地点Ｃ 吉良北部地区 集落排水処理場	0.001	0.007	0.002
地点Ｄ コミュニティ公園	0.001	0.007	0.002

注）地点1の調査結果は、参考として通年調査データの中から四季調査と同期間の測定値を整理している。

○二酸化窒素

期間平均値（全季）は0.008～0.010ppm、日平均値の最高値（全季）は0.018～0.023ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化窒素調査結果　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ 対象事業実施区域	0.009	0.028	0.020
地点Ａ 西尾中学校	0.010	0.033	0.023
地点Ｂ 室場小学校	0.008	0.030	0.018
地点Ｃ 吉良北部地区 集落排水処理場	0.008	0.024	0.018
地点Ｄ コミュニティ公園	0.008	0.028	0.018

注）地点1の調査結果は、参考として通年調査データの中から四季調査と同期間の測定値を整理している。

○一酸化窒素

期間平均値（全季）は0.003～0.004ppmであった。

一酸化窒素　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ 対象事業実施区域	0.003	0.033	0.010
地点Ａ 西尾中学校	0.003	0.065	0.015
地点Ｂ 室場小学校	0.003	0.043	0.011
地点Ｃ 吉良北部地区 集落排水処理場	0.004	0.054	0.013
地点Ｄ コミュニティ公園	0.003	0.034	0.009

注）地点1の調査結果は、参考として通年調査データの中から四季調査と同期間の測定値を整理している。

○浮遊粒子状物質

期間平均値（全季）は0.012～0.022mg/m^3、日平均値の最高値（全季）は0.035～0.051mg/m^3、また、１時間値の最高値（全季）は0.048～0.099mg/m^{3}であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質調査結果　（単位：mg/m^3）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ 対象事業実施区域	0.012	0.048	0.035
地点Ａ 西尾中学校	0.021	0.099	0.051
地点Ｂ 室場小学校	0.018	0.082	0.043
地点Ｃ 吉良北部地区 集落排水処理場	0.019	0.086	0.043
地点Ｄ コミュニティ公園	0.022	0.081	0.050

注）地点1の調査結果は、参考として通年調査データの中から四季調査と同期間の測定値を整理している。

○微小粒子状物質

期間平均値（全季）は13.5μg/m^{3}であり、環境基準値を下回っていた。また、調査期間中の１日平均値が35μg/m^{3}を超えた日はなかった。

微小粒子状物質調査結果　（単位：μg/m^3）

調査地点	期　間 平均値	日平均値 の最高値
地点１ 対象事業実施区域	13.5	27.9

調　　査

○塩化水素
　日平均値の最高値（全季）は0.002ppmであり、すべての地点で目標環境濃度を下回っていた。

塩化水素調査結果　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	日平均値 の最低値
地点１ 対象事業実施区域	0.002	0.001 未満
地点Ａ 西尾中学校	0.002	0.001 未満
地点Ｂ 室場小学校	0.002	0.001 未満
地点Ｃ 吉良北部地区 集落排水処理場	0.002	0.001 未満
地点Ｄ コミュニティ公園	0.002	0.001 未満

○水銀
日平均値の最高値（全季）は0.004μg/m³未満であり、すべての地点で指針値を下回っていた。

水銀調査結果　（単位：μg/m³）

調査地点	期間平均値	日平均値の最低値
地点１ 対象事業実施区域	0.004 未満	0.004 未満
地点Ａ 西尾中学校	0.004 未満	0.004 未満
地点Ｂ 室場小学校	0.004 未満	0.004 未満
地点Ｃ 吉良北部地区 集落排水処理場	0.004 未満	0.004 未満
地点Ｄ コミュニティ公園	0.004 未満	0.004 未満

○ダイオキシン類
　期間平均値（全季）は0.013～0.020pg-TEQ/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

ダイオキシン類調査結果　（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	期間平均値（毒性等量）
地点１ 対象事業実施区域	0.020
地点Ａ 西尾中学校	0.020
地点Ｂ 室場小学校	0.013
地点Ｃ 吉良北部地区 集落排水処理場	0.013
地点Ｄ コミュニティ公園	0.013

○降下ばいじん
期間平均値（全季）は1.73t/km²/月であった。

降下ばいじん調査結果　（単位：t/km²/月）

調査地点	降下ばいじん量
地点１ 対象事業実施区域	1.73

注）全季とは、全調査期間（四季×１カ月間）の結果を整理したものである。

＜沿道大気質＞
　沿道大気質の調査地点は、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行ルートにおける４地点とした。四季に各1週間実施した調査結果は以下に示すとおりである。

○二酸化窒素
　期間平均値（全季）は0.010～0.011ppm、日平均値の最高値（全季）は0.021～0.024ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化窒素調査結果　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ ホワイトウェイブ21	0.010	0.035	0.021
地点２ 黄金堤	0.011	0.036	0.024
地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.010	0.031	0.021
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.010	0.031	0.021

○一酸化窒素
　期間平均値（全季）は0.005～0.009ppmであった。

一酸化窒素　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ ホワイトウェイブ21	0.006	0.067	0.016
地点２ 黄金堤	0.009	0.077	0.026
地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.005	0.069	0.013
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.007	0.077	0.018

○浮遊粒子状物質
　期間平均値（全季）は0.019～0.022mg/m³、日平均値の最高値（全季）は0.047～0.049mg/m³、また、１時間値の最高値（全季）は0.076～0.093mg/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質　（単位：mg/m³）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ ホワイトウェイブ21	0.021	0.076	0.049
地点２ 黄金堤	0.022	0.085	0.047
地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.021	0.093	0.048
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.019	0.078	0.047

調　　査

＜交通量＞

沿道大気質調査地点と同様の４地点で平日及び休日に各１回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。

交通量調査結果　（単位：台/24時間）

		大型車（台）	小型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）
地点１ ホワイトウェイブ21	平日	963	10,176	11,139	8.6
	休日	365	9,086	9,451	3.9
地点２ 黄金堤	平日	2,589	10,469	13,058	19.8
	休日	1,025	8,330	9,355	11.0
地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	平日	343	3,568	3,911	8.8
	休日	114	3,489	3,603	3.2
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	平日	650	8,470	9,120	7.1
	休日	231	7,888	8,119	2.8

＜地上気象＞

対象事業実施区域内で実施した調査結果（風配図）は以下に示すとおりである。対象事業実施区域の年間平均風速は2.2m/秒、最多風向はNW（北西）であった。

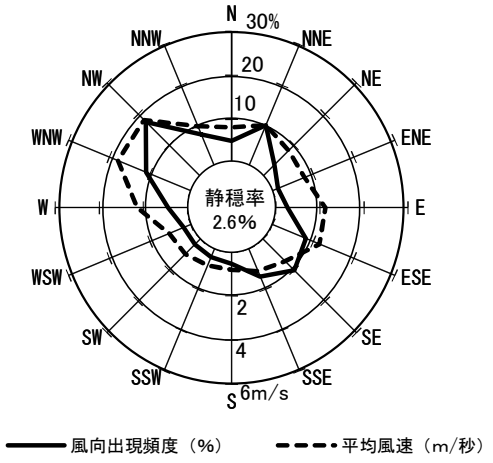

年間風配図（通年調査）

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項　目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	地点１ ホワイトウェイブ21	0.000120	0.009 (0.021)
	地点２ 黄金堤	0.000067	0.009 (0.021)
	地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000103	0.008 (0.020)
	地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.000088	0.009 (0.020)
浮遊粒子状物質（mg/m³）	地点１ ホワイトウェイブ21	0.000006	0.012 (0.033)
	地点２ 黄金堤	0.000004	0.012 (0.033)
	地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000006	0.012 (0.033)
	地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.000005	0.012 (0.033)

注）（　）内の数字は日平均値の年間98％値又は２％除外値を示す。

【１時間値】大気質予測結果

項　目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	地点１ ホワイトウェイブ21	0.000353	0.048
	地点２ 黄金堤	0.000071	0.048
	地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000172	0.047
	地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.000201	0.048
浮遊粒子状物質（mg/m³）	地点１ ホワイトウェイブ21	0.000049	0.084
	地点２ 黄金堤	0.000012	0.084
	地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000030	0.084
	地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.000038	0.084

○粉じん等

粉じん等については、車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することにより、環境への影響の程度は小さいと予測する。

（２）建設機械の稼働等

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質

最大着地濃度は、対象事業実施区域の東側敷地境界に出現し、将来濃度は二酸化窒素が0.0116ppm、浮遊粒子状物質が0.0133mg/m³である。

【年平均値】大気質予測結果

項　目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	0.0036	0.0116 (0.027)
浮遊粒子状物質（mg/m³）	0.0013	0.0133 (0.030)

注）（　）内の数字は日平均値の年間98％値又は２％除外値を示す。

【１時間値】大気質予測結果

項　目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	0.142	0.189
浮遊粒子状物質（mg/m³）	0.055	0.139

○粉じん等

粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は205時間で出現頻度は7.0％、風速5.5m/秒以上が出現した日数は61日で出現頻度は16.7％であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

（３）掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去

○粉じん等

粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は205時間で出現頻度は7.0％、風速5.5m/秒以上が出現した日数は61日で出現頻度は16.7％であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

予　　測

２）施設の供用

（１）ばい煙の排出

最大着地濃度地点での大気汚染物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項　目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄（ppm）	0.000273	0.001273 (0.003)
二酸化窒素（ppm）	0.000180	0.010180 (0.025)
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.000055	0.022055 (0.054)
水銀（μg/m^3）	0.000273	0.004273
ダイオキシン類(pg-TEQ/m^3)	0.000547	0.020547

注）（　）内の数字は日平均値の年間98％値又は２％除外値を示す。

【１時間値】大気質予測結果

項　目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄（ppm）	0.0080	0.0180
二酸化窒素（ppm）	0.0134	0.0604
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.0016	0.0856
塩化水素（ppm）	0.0080	0.0100

注）周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、予測結果が最大となる予測条件における予測結果を示す。なお、いずれの項目も接地逆転層崩壊時の予測結果が最大となった。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項　目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	地点１ ホワイトウェイブ21	0.000030	0.009 (0.021)
	地点２ 黄金堤	0.000019	0.009 (0.021)
	地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000004	0.008 (0.020)
	地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.000003	0.008 (0.020)
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	地点１ ホワイトウェイブ21	0.000002	0.012 (0.033)
	地点２ 黄金堤	0.000001	0.012 (0.033)
	地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000001未満	0.012 (0.033)
	地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.000001未満	0.012 (0.033)

注）（　）内の数字は日平均値の年間98％値又は２％除外値を示す。

【１時間値】大気質予測結果

項　目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	地点１ ホワイトウェイブ21	0.000079	0.048
	地点２ 黄金堤	0.000047	0.048
	地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000007	0.047
	地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.000007	0.047
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	地点１ ホワイトウェイブ21	0.000014	0.084
	地点２ 黄金堤	0.000010	0.084
	地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000002	0.084
	地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	0.000001	0.084

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルートの分散化を図り、車両の集中を避ける。
・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。
・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・資材等運搬車両等の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000120ppm、浮遊粒子状物質が0.000006mg/m^3、１時間値で二酸化窒素が0.000353ppm、浮遊粒子状物質が0.000049mg/m^{3}と小さい。また、粉じんについても車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98％値は最大で0.021ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値は最大で0.033mg/m^{3}となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準＞

項　目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	日平均値が0.10以下

【１時間値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素は最大で0.048ppm、浮遊粒子状物質は0.084mg/m^{3}となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.20以下

（２）建設機械の稼働等

① 環境保全措置

・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・建設機械の整備、点検を徹底する。
・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、排出ガスの排出の抑制に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.0036ppm、浮遊粒子状物質が0.0013mg/m^3、１時間値で二酸化窒素が0.142ppm、浮遊粒子状物質が0.055mg/m^{3}と小さい。また、風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は205時間で出現頻度は7.0％、風速5.5m/秒以上が出現した日数は61日で出現頻度は16.7％であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化窒素の日平均値の年間98％値が0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値が0.030mg/m^{3}となり、環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準＞

項　目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	日平均値が0.10以下

【１時間値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、二酸化窒素が0.189ppm、浮遊粒子状物質は0.139mg/m^{3}となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.20以下

評　　価

（３）掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去

① 環境保全措置

・対象事業実施区域内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し粉じんの飛散を防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は205時間で出現頻度は7.0%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は61日で出現頻度は16.7%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

２）施設の供用

（１）ばい煙の排出

① 環境保全措置

・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

煙突排出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化硫黄が0.000273ppm、二酸化窒素が0.000180ppm、浮遊粒子状物質が0.000055mg/m^3、水銀が0.000273μg/m^3、ダイオキシン類が0.000547pg-TEQ/m^3、1時間値で二酸化硫黄が0.0080ppm、二酸化窒素が0.0134ppm、浮遊粒子状物質が0.0016mg/m^3、塩化水素が0.0080ppmであり、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化硫黄の日平均値の２％除外値が0.003ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98％値が0.025ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値が0.054mg/m^3、水銀の年平均値が0.004273μg/m^3、ダイオキシン類の年平均値が0.020547pg-TEQ/m^{3}となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化硫黄(ppm)	日平均値が0.04以下
二酸化窒素(ppm)	日平均値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	日平均値が0.10以下
水銀(μg/m^3)	年平均値が0.04以下
ダイオキシン類(pg-TEQ/m^3)	年平均値が0.6以下

【１時間値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大でも二酸化硫黄が0.0180ppm、二酸化窒素が0.0604ppm、浮遊粒子状物質が0.0856mg/m^3、塩化水素が0.0100ppmとなり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化硫黄（ppm）	0.1以下
二酸化窒素（ppm）	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.20以下
塩化水素（ppm）	0.02以下

評　　価

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。
・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。
・委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000030ppm、浮遊粒子状物質が0.000002mg/m^3、１時間値で二酸化窒素が0.000079ppm、浮遊粒子状物質が0.000014mg/m^{3}と小さいことから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98％値は最大で0.021ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値は0.033mg/m^{3}となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準＞

項　目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	日平均値が0.10以下

【1時間値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素は最大で0.048ppm、浮遊粒子状物質は0.084mg/m^{3}となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.20以下

9.1.2　騒音及び超低周波音

調　　査

＜環境騒音＞

対象事業実施区域敷地境界付近４地点及び周辺の住宅地を代表する４地点の計８地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

地点３及び地点５の夜間を除き、環境基準を満足していた。

環境騒音調査結果　（単位：デシベル）

調査地点		等価騒音レベル（L_{Aeq}） 昼間（６時～22時）	環境基準	夜間（22時～６時）	環境基準
地点１ 対象事業実施区域北側	平日	46	55以下	42	45以下
	休日	46		41	
地点２ 対象事業実施区域東側	平日	49		43	
	休日	47		41	
地点３ 対象事業実施区域南側	平日	53		49	
	休日	52		50	
地点４ 対象事業実施区域西側	平日	48		43	
	休日	48		41	
地点５ 室場南部集落排水処理場	平日	52		46	
	休日	52		48	
地点６ 宅野島農民センター	平日	54		42	
	休日	52		39	
地点７ 岡山集落センター	平日	51		43	
	休日	50		41	
地点８ 対象事業実施区域の東側住居付近	平日	65	70以下	60	65以下
	休日	63		59	

注１）対象事業実施区域周辺は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、環境基準はＢ類型の基準値である。

注２）地点８は幹線交通を担う道路に近接する空間に該当し、環境基準は幹線交通を担う道路に近接する空間の値を用いた。

＜道路交通騒音＞

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道４地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

いずれの地点についても平日、休日ともに環境基準を満足していた。

道路交通騒音調査結果　（単位：デシベル）

調査地点		等価騒音レベル（L_{Aeq}） 昼間（６時～22時）	環境基準
地点１ ホワイトウェイブ21	平日	67	70以下
	休日	67	
地点２　黄金堤	平日	69	
	休日	68	
地点３ 特別養護老人ホームレジデンス寺嶋	平日	66	
	休日	66	
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	平日	69	
	休日	69	

注）地点１～４は幹線交通を担う道路に近接する空間に該当し、環境基準は幹線交通を担う道路に近接する空間の値を用いた。

＜低周波音＞

対象事業実施区域敷地境界付近４地点で平日に１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

いずれの地点も「心身に係る苦情に関する参照値」のＧ特性92デシベルを下回っていた。

低周波音調査結果（平均値）　（単位：デシベル）

調査地点	Ｇ特性音圧レベル	参照値
地点１ 対象事業実施区域北側	72	Ｇ特性92
地点２ 対象事業実施区域東側	75	
地点３ 対象事業実施区域南側	76	
地点４ 対象事業実施区域西側	71	

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果（L_{Aeq}）　（単位：デシベル）

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点１ ホワイトウェイブ21	67 (67.0)	0.5	68 (67.5)	70 以下
地点２ 黄金堤	69 (68.5)	0.3	69 (68.8)	
地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	66 (65.7)	1.2	67 (66.9)	
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	69 (69.2)	0.5	70 (69.7)	

注１）騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう（　）内に、小数点以下第一位まで表示した。

注２）「増加分」は資材等運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

（２）建設機械の稼働等

騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業騒音予測結果（L_{A5}）　（単位：デシベル）

予測地点		予測結果	規制基準
最大レベル地点		76	85 以下
参考	地点１　対象事業実施区域北側	70	
	地点２　対象事業実施区域東側	71	
	地点３　対象事業実施区域南側	62	
	地点４　対象事業実施区域西側	63	

２）施設の供用

（１）機械等の稼働（騒音）

騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設騒音予測結果（L_{A5}）　（単位：デシベル）

予測地点		予測結果		規制基準
		昼間	朝、夕、夜間	
最大レベル地点		56	48	昼間：60 朝･夕：55 夜間：50
参考	地点１　対象事業実施区域北側	53	46	
	地点２　対象事業実施区域東側	56	42	
	地点３　対象事業実施区域南側	45	42	
	地点４　対象事業実施区域西側	41	40	

注１）対象事業実施区域は都市計画法で用途地域の定められていない地域である。

注２）規制基準値の時間区分は以下のとおり。
朝：６～８時、昼間：８～19時、夕：19～22時、夜間：22～翌日の６時

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果（L_{Aeq}）　（単位：デシベル）

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点１ ホワイトウェイブ21	67 (67.0)	0.2	67 (67.2)	70 以下
地点２ 黄金堤	69 (68.5)	0.1	69 (68.6)	
地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	66 (65.7)	0.1未満	66 (65.7)	
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	69 (69.2)	0.1未満	69 (69.2)	

注１）環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう（　）内に、小数点以下第一位まで表示した。

注２）「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

（３）機械等の稼働（低周波音）

各類似施設の調査結果は、いずれの施設もすべての地点で手引書の心身に係る苦情に関する参照値Ｇ特性92デシベルを下回っている。

低周波音の発生する可能性がある機器として、押込送風機、誘引送風機等の通風設備、蒸気タービン、蒸気復水器、可燃性粗大ごみ破砕機等があげられるが、壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止する計画である。また、計画施設はいずれの類似施設よりも処理能力が小さく、建屋から敷地境界までの距離が最も短いところでも約９ｍ程度となることから、計画施設においても影響は小さいものと予測する。

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルートの分散化を図り、車両の集中を避ける。
・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。
・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・資材等運搬車両等の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で1.2デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～70デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

（２）建設機械の稼働等

① 環境保全措置

・仮囲いの通用門は、通行時以外は閉じておく。
・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・建設機械の整備、点検を徹底する。
・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、騒音の抑制に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械等の稼働に伴う騒音は、工事区域の周囲には仮囲いを設置し周辺地域への騒音を防止することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界において最大76デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準値以下となっていることから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

２）施設の供用

（１）機械等の稼働（騒音）

① 環境保全措置

・騒音のさらなる低減のため、蒸気復水器の開口部分にサイレンサーを設置する等の騒音対策を検討する。
・騒音発生源は極力敷地境界から離した位置に配置する。
・外部への騒音を防止するため、プラットホームの出入口に自動開閉扉を設置し可能な限り閉鎖する。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

機械等の稼働に伴う騒音は、著しい騒音を発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

機械等の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界の最大で昼間56デシベル、朝、夕、夜間48デシベルであり、いずれの時間区分も規制基準値との整合性が図られている。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。
・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。
・委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で0.2デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～69デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

評　　価	
（３）機械等の稼働（低周波音） ① 環境保全措置 ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 機械等の稼働に伴う低周波音については壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止することにより低減されることから、環境への影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 類似施設の測定結果において、心身に係る苦情に関する参照値Ｇ特性92デシベルを下回っていることから、低周波音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

9.1.3　振動

調　　査

＜環境振動＞

対象事業実施区域敷地境界付近４地点及び周辺の住宅地を代表する４地点の計８地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

すべての地点において、振動感覚閾値を下回っていた。

環境振動調査結果　（単位：デシベル）

調査地点		昼間（７時～20時）	夜間（20時～７時）
地点１ 対象事業実施区域北側	平日	32（30未満～36）	30（30未満～30）
	休日	31（30未満～36）	30未満
地点２ 対象事業実施区域東側	平日	30未満	30未満
	休日	30未満	30未満
地点３ 対象事業実施区域南側	平日	30未満	30未満
	休日	30未満	30未満
地点４ 対象事業実施区域西側	平日	30未満	30未満
	休日	30未満	30未満
地点５ 室場南部集落排水処理場	平日	30（30未満～31）	30未満
	休日	30未満	30未満
地点６ 宅野島農民センター	平日	30（30未満～30）	30未満
	休日	30未満	30未満
地点７ 岡山集落センター	平日	30未満	30未満
	休日	30未満	30未満
地点８ 対象事業実施区域の東側住居付近	平日	45（40～48）	40（35～46）
	休日	39（32～45）	31（30未満～36）

注）人が振動を感じ始めるとされる値（振動感覚閾値）は、55デシベルといわれている。

＜道路交通振動＞

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道４地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

参考として要請限度と比較すると、いずれの地点もすべての時間帯において要請限度を下回っていた。また、人が振動を感じ始めるとされる値（振動感覚閾値）である55デシベルについても下回る結果であった。

道路交通振動調査結果　（単位：デシベル）

調査地点		時間率振動レベル（L_{10}） 昼　間（７～19時）	昼　間（７～20時） 要請限度
地点１ ホワイトウェイブ21	平日	33（31～35）	70以下
	休日	33（32～35）	
地点２　黄金堤	平日	44（37～46）	
	休日	38（31～41）	
地点３ 特別養護老人ホームレジデンス寺嶋	平日	36（34～38）	
	休日	33（32～34）	
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	平日	40（38～43）	
	休日	38（36～40）	

注）地点１～４は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、要請限度は第２種区域の値を示している。

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果（L_{10}）　（単位：デシベル）

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点１ ホワイトウェイブ21	10時台	35	0.5	36 (35.5)
地点２ 黄金堤	15時台	46	0.4	46 (46.4)
地点３ 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	14時台	37	3.5	41 (40.5)
地点４ 岡山砦山の地蔵堂前	8時台	43	0.5	44 (43.5)

注１）将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
注２）要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう（　）内に、小数点以下第一位まで表示した。
注３）「増加分」は資材等運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す。

（２）建設機械の稼働等

振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業振動予測結果（L_{10}）　（単位：デシベル）

予測地点		予測結果	規制基準
最大レベル地点		58	75 以下
参考	地点１　対象事業実施区域北側	58	
	地点２　対象事業実施区域東側	55	
	地点３　対象事業実施区域南側	40	
	地点４　対象事業実施区域西側	38	

２）施設の供用

（１）機械等の稼働

振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設振動予測結果（L_{10}）　（単位：デシベル）

予測地点		予測結果	
		昼間	夜間
最大レベル地点		56	55
参考	地点１　対象事業実施区域北側	52	52
	地点２　対象事業実施区域東側	48	47
	地点３　対象事業実施区域南側	39	38
	地点４　対象事業実施区域西側	40	40

注１）対象事業実施区域は都市計画法で用途地域の定められていない地域である。
注２）規制基準値は昼間65デシベル、夜間60デシベル、振動感覚閾値は55デシベルである。
注３）規制基準値の時間区分は以下のとおり。
昼間：７～20時、夜間：20～７時

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果（L_{10}）　（単位：デシベル）

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点１ ホワイト ウェイブ21	10時台	35	0.3	35 (35.3)
地点２ 黄金堤	10時台	46	0.2	46 (46.2)
	15時台	46	0.2	46 (46.2)
地点３ 特別養護 老人ホーム レジデンス 寺嶋	８時台	38	0.1	38 (38.1)
地点４ 岡山砦山の 地蔵堂前	８時台	43	0.1	43 (43.1)

注１）将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
注２）要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう（　）内に、小数点以下第一位まで表示した。
注３）「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す。
注４）要請限度は70デシベル以下、振動感覚閾値は55デシベルである。

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルートの分散化を図り、車両の集中を避ける。
・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。
・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・資材等運搬車両等の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で3.5デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

道路交通振動の将来振動レベルは、平日で36～46デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

（２）建設機械の稼働等

① 環境保全措置

・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・建設機械の整備、点検を徹底する。
・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、振動の抑制に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械等の稼働に伴う振動は、可能な限り低振動型の建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界において最大58デシベルであり、特定建設作業振動の規制基準値以下となっていることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

２）施設の供用

（１）機械等の稼働

① 環境保全措置

・振動を発生する設備機器類の床は、床板を厚くするなど、構造強度を確保する。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

機械等の稼働に伴う振動レベルは、振動の大きい設備機器は防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置することなどにより、振動感覚閾値以下の値となり、環境への影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

機械等の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界の最大で昼間で56デシベル、夜間で55デシベルであり、規制基準値を満足することから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。
・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。
・委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で0.3デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

道路交通振動の将来振動レベルは、35～46デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

9.1.4　悪臭

調　　査	
対象事業実施区域の敷地境界２地点（風上、風下）、周辺の住宅地付近４地点の計６地点で梅雨期及び夏季、冬季に各１回実施した調査結果は右に示すとおりである。	特定悪臭物質調査については、対象事業実施区域がある西尾市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として第３種地域の規制基準と比較すると、いずれの時期・地点ともに、すべての項目で規制基準値未満であった。 また、臭気指数については、いずれの時期もすべての地点において10未満であった。

予　　測	
１）施設の供用 施設の供用に伴う悪臭の予測は、事業計画に基づく環境配慮事項とともに、同様の悪臭防止対策を行っている類似施設における調査結果を基に、定性的に予測した。 類似施設における調査結果として、東京二十三区清掃一部事務組合の施設や他地域でのごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価書の調査結果を使用した。 類似施設においては、以下に示す悪臭対策を実施している。 ・プラットホームの出入口にエアーカーテンを設置し、消臭剤を噴霧することにより臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピット内の空気を焼却炉に送り、燃焼用空気に使用して臭気の熱分解を図る。 ・焼却炉停止時は、脱臭装置の使用及び消臭剤散布により臭気の漏洩を防止する。	計画施設では、類似施設と同様の悪臭防止対策を講じることから、類似施設の調査結果と同等の悪臭の状況になると考えられる。類似施設の調査結果を予測結果とすると、臭気指数は10未満で、敷地境界において悪臭防止法施行規則による規制基準（臭気指数18）を下回ると予測する。

評　　価	
１）施設の供用 ① 環境保全措置 ・プラットホームの洗浄を適宜行う。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 施設の供用に伴う悪臭は、廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止するなどの悪臭対策を講じることにより低減される。また、同様の悪臭対策を実施している類似施設の調査結果でも、臭気指数は10未満であり、環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 計画施設の敷地境界における臭気指数は10未満となり、悪臭防止法施行規則による規制基準（臭気指数18）を下回ることから、悪臭の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

9.1.5　水質

調　　査

＜水質（平水時）＞

対象事業実施区域からの工事中の排水の放流先である須美川で四季に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

水質調査結果

地点	項目	調査結果			
		春季	夏季	秋季	冬季
地点１	水素イオン濃度	6.8	7.2	7.3	7.1
	浮遊物質量（mg/L）	20	12	8	3
地点２	水素イオン濃度	6.8	7.0	7.3	7.0
	浮遊物質量（mg/L）	20	13	10	4

注）調査地点である須美川には環境基準は適用されない。

＜水質（降雨時）＞

降雨時の調査結果の最大値は、浮遊物質量が14mg/L、濁度が4.4度であった。また、測定を行った時間帯の雨量は10時間で15.0mmであった。

水質（降雨時）調査結果

地点	項目	調査結果
地点１	浮遊物質量（mg/L）	13
	濁度（度）	4.4
地点２	浮遊物質量（mg/L）	14
	濁度（度）	1.8

予　　測

１）工事の実施

（１）掘削・盛土等の土工

○水素イオン濃度

工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。

○水の濁り

工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。

評　　価

１）工事の実施

（１）掘削・盛土等の土工

① 環境保全措置

・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。
・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。
・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

【水素イオン濃度】

工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

【水の濁り】

工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【水素イオン濃度】

工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。

9.1.6　地盤・土壌（土壌環境）

調　　査
対象事業実施区域内１地点で実施した調査結果は、環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値に適合していた。

予　　測
１）工事の実施 （１）掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 対象事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準に適合していた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。 なお、西尾市クリーンセンターにおいて自主的に実施した土壌汚染等調査では、１区画でカドミウム及びその化合物の溶出量基準超過が確認されている。現状はアスファルト舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による拡散のおそれはなく、今後、当該地の土壌の掘削除去等を実施する予定である。 以上のことから、掘削等の土工による汚染土壌の拡散はないと予測する。

評　　価	
１）工事の実施 （１）掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 ① 環境保全措置 ・発生土を事業実施区域外に搬出する場合は、受け入れ先の受け入れ基準との適合を確認する。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 対象事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準に適合していた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、掘削等の土工による汚染土壌の拡散はないと判断し、土壌環境に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 対象事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準に適合していた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準との整合は図られている。

9.1.7　地下水の状況及び地下水の水質

調　　査	
＜地下水位＞ 対象事業実施区域１地点で年間に各月１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 対象事業実施区域内の地下水位は、地盤面から2.96m～4.87mであった。なお、年間約1.9mの水位の変動があった。	＜地下水質＞ 対象事業実施区域１地点で四季に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 地下水環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値に適合していた。

予　　測	
１）工事の実施 （１）掘削・盛土等の土工 ○地下水位の低下 計画施設の主な地下構造物として、ごみピットを設置する。掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる。具体的な工法や山留壁の深さについては、現時点ではごみピットの詳細は未定のため、今後詳細な工事計画において、必要に応じてごみピット設置地点の地質調査等を行い、不透水層の位置を確認し検討していくものとする。したがって、工事中のごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと予測する。	○地下水質の汚染 地下水及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていない。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。 なお、西尾市クリーンセンターにおいて自主的に実施した土壌汚染等調査では、１区画でカドミウム及びその化合物の溶出量基準超過が確認されている。現状はアスファルト舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による拡散のおそれはなく、今後、当該地の土壌の掘削除去等を実施する予定である。 以上のことから、掘削による地下水汚染の拡散はないと予測する。 ２）施設の存在 計画施設の主な地下構造物として、ごみピットがある。ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の低下は小さいと予測する。

評　　価	
１）工事の実施 ①　環境保全措置 ・地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。 ・採用する山留壁工法の適正な施工に努める。 ②　環境影響の回避・低減に係る評価 ○地下水位の低下 ごみピットの掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられ、工事中のごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	○地下水質の汚染 地下水質及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていない。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、掘削による地下水汚染の拡散はないと判断し、地下水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。 ２）施設の存在 ①　環境保全措置 ・可能な限りごみピットなどの地下構造物を小さくするよう努める。 ②　環境影響の回避・低減に係る評価 ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の変化は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.8　日照阻害

予　　測	
１）施設の存在 時刻別日影図では、煙突の影の位置は時刻とともに移動し、一部、住居等に影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図をみると１時間以上の影となる範囲は建物周辺になり住居等は存在しないものと予測する。	等時間日影図では、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が５～10m以内で４時間を超えないこと、10m以上で2.5時間を超えないこと）を満足している。

評　　価	
１）施設の存在 ① 環境保全措置 ・建築物を可能な限り小さくする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 施設の存在に伴う日照阻害は、煙突の影は長時間の継続はなく、また、建築基準法等に基づく日影規制を満足しており、環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、日影に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 施設の存在に伴う日照阻害は、建築基準法等に基づく日影規制を満足していることから、日照阻害の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

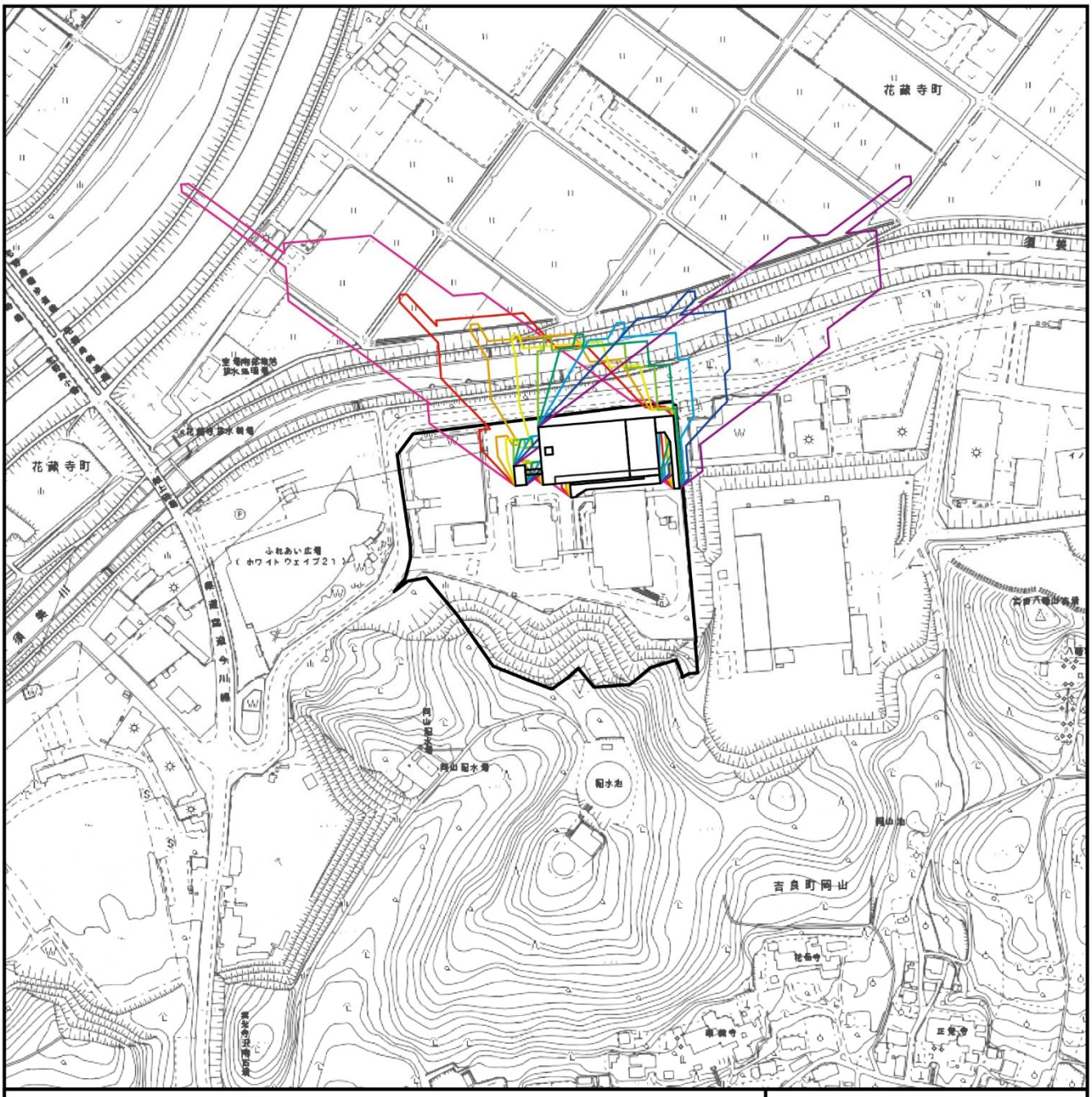

凡　例

対象事業実施区域

日影線

８時	11時	14時
９時	12時	15時
10時	13時	16時

N

1:5,000

0　50　100　200m

この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:5,000 地形図（令和 3 年 11 月閲覧）」を使用したものである。

図　時刻別日影図

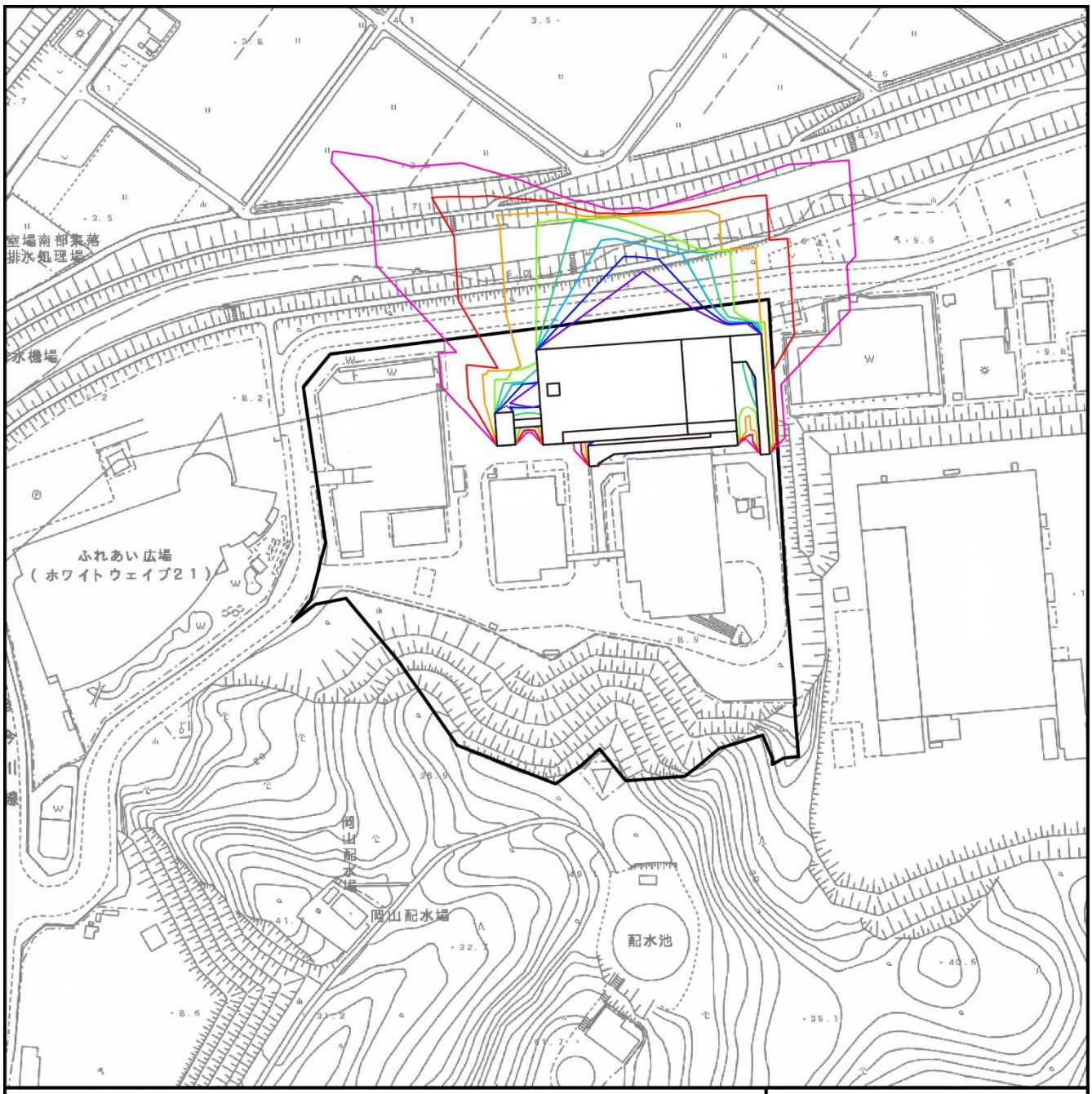

凡　例

対象事業実施区域

１時間以上
２時間以上
３時間以上
４時間以上
５時間以上
６時間以上
７時間以上
８時間以上

N

1:3,000

0　25　50　100m

この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:2,500 地形図（令和 3 年 11 月閲覧）」を使用したものである。

図　等時間日影図

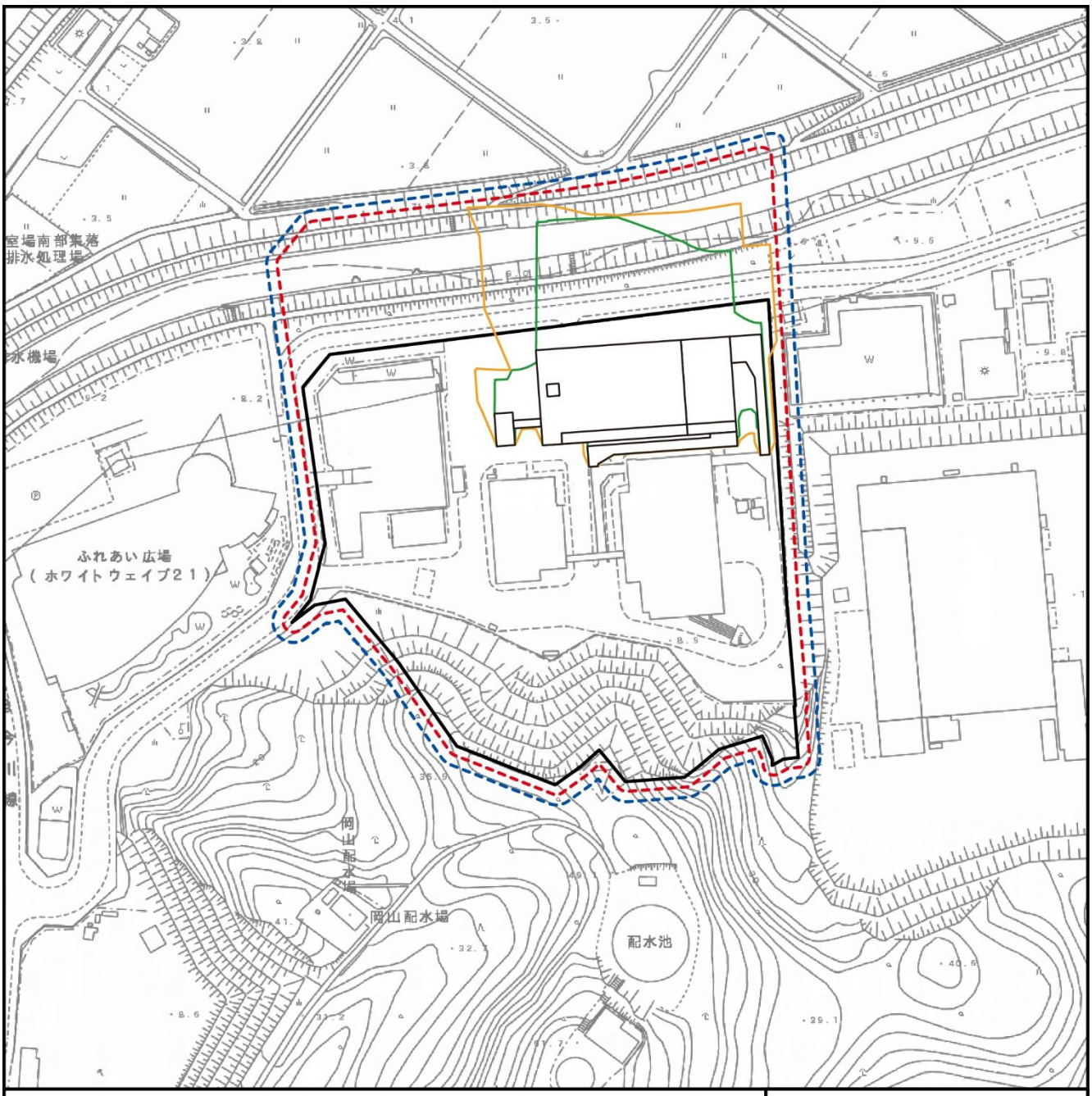

凡　例

対象事業実施区域

2.5時間以上　　５ｍライン

４時間以上　　10ｍライン

N

1:3,000

0　25　50　100m

この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:2,500 地形図（令和 3 年 11 月閲覧）」を使用したものである。

図　等時間日影図（日影規制面）

9.1.9　動物

調　　査

○確認種

調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりである。

動物調査結果

項目	確認種数
哺乳類	４目　６科　７種
鳥類	14目　32科　71種
昆虫類	19目　270科　1,975種
両生類	１目　３科　４種
爬虫類	２目　６科　６種
魚類	３目　３科　10種
底生動物	２綱　５目　６科　６種
クモ類	１目　20科　87種
陸産貝類	１目　11科　30種

○重要な種

調査で確認された種から重要な種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。

重要な種

項目	重要な種	
	種数	種名
哺乳類	－	確認種なし
鳥類	16種	クイナ、ヒクイナ、バン、ケリ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、フクロウ、ハヤブサ、サンショウクイ、ミソサザイ、アカハラ、ホオアカ
昆虫類	10種	オオゴキブリ、ヒメタイコウチ、コオイムシ、エサキアメンボ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、オオツノハネカクシ、ヤマトアシナガバチ、スゲドクガ、キシタアツバ
両生類	１種	トノサマガエル
爬虫類	１種	ニホンイシガメ
魚類	－	確認種なし
底生動物	－	確認種なし
クモ類	３種	コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、エビチャコモリグモ
陸産貝類	５種	ナガオカモノアラガイ、ミカワギセル、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ビロウドマイマイ

予　　測

１）工事の実施

鳥類のうち、対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。

オオタカ以外の予測対象種のうち、クイナ、ヒクイナ、バン、ケリ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハヤブサ、サンショウクイ、ミソサザイ、アカハラ、ホオアカの主要な生息環境は対象事業実施区域外であり、工事の実施による主要な生息環境の改変はない。

ハイタカについては、対象事業実施区域周辺を越冬地として利用していると考えられるが、工事の実施による主要な利用範囲の改変はない。

サシバについては、対象事業実施区域周辺を渡りのルートとして利用していると考えられるが、工事の実施による主要な利用範囲の改変はない。

フクロウについては、対象事業実施区域周辺で繁殖をしている可能性が考えられる。また、確認箇所及びその周辺の樹林地を採餌場所等として利用していると考えられるが、工事の実施による改変はない。

なお、工事にあたっては低騒音型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。以上のことから、工事の実施による鳥類への影響は極めて小さいものと予測する。

昆虫類のうち、対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。

ヒメタイコウチ以外の予測対象種のうち、オオゴキブリ、コガムシ、オオツノハネカクシ、ヤマトアシナガバチ、スゲドクガ及びキシタアツバについては対象事業実施区域外で確認されており、工事の実施による主要な生息環境の改変はない。

コオイムシ、エサキアメンボ及びコマルケシゲンゴロウについては、対象事業実施区域内で生息している可能性が考えられるものの、対象事業実施区域外にも生息環境が残る。

なお、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。以上のことから、工事の実施による昆虫類への影響は極めて小さいものと予測する。

両生類及び爬虫類について、トノサマガエル及びニホンイシガメは、対象事業実施区域内で確認されているものの、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。以上のことから、工事の実施による両生類及び爬虫類への影響は極めて小さいものと予測する。

クモ類については、予測対象種はいずれも対象事業実施区域外で確認されており、工事の実施による主要な生息環境の改変はないことから、工事の実施によるクモ類への影響は極めて小さいものと予測する。

予　　測	
陸産貝類については、ナガオカモノアラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビ及びビロウドマイマイは対象事業実施区域外で確認されており、工事の実施による主要な生息環境の改変はない。ミカワギセルについては、生息環境の一部が工事の実施により改変されるものの、対象事業実施区域外にも生息環境が残る。なお、工事にあたっては改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。以上のことから、工事の実施による陸産貝類への影響は極めて小さいものと予測する。 なお、哺乳類、魚類及び底生動物については、重要な種の生息が確認されなかったことから、工事の実施による重要な種及び注目すべき生息地への影響はないものと予測する。 ２）施設の存在 鳥類については、予測対象種のうちオオタカ以外の種は、生息環境の変化はない。オオタカについては、施設の存在に伴い行動圏の一部が改変されるが、その割合は極めて小さい。 以上のことから、施設の存在による鳥類への影響は極めて小さいものと予測する。 昆虫類のうち、オオゴキブリ、コガムシ、オオツノハネカクシ、ヤマトアシナガバチ、スゲドクガ及びキシタアツバについては、生息環境の変化はない。	ヒメタイコウチについては、対象事業実施区域内で確認されているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はない。コオイムシ、エサキアメンボ及びコマルケシゲンゴロウについては対象事業実施区域内においても生息している可能性が考えられるものの、対象事業実施区域外にも生息環境が残る。以上のことから、施設の存在による昆虫類への影響は極めて小さいものと予測する。 両生類及び爬虫類について、トノサマガエル及びニホンイシガメの生息環境に対する、施設の存在による変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。 クモ類については、予測対象種はいずれも生息環境の変化はないことから、施設の存在によるクモ類への影響は極めて小さいものと予測する。 陸産貝類については、ナガオカモノアラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビ及びビロウドマイマイについては、生息環境の変化はない。ミカワギセルについては、生息地は減少するものの、対象事業実施区域外にも生息環境が残る。 以上のことから、施設の存在による重要な種への影響は極めて小さいものと予測する。 なお、哺乳類、魚類及び底生動物については、重要な種の生息が確認されなかったことから、施設の存在による重要な種及び注目すべき生息地への影響はないものと予測する。

評　　価	
１）工事の実施 ①　環境保全措置 ＜建設機械の稼働等＞ ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 ＜掘削・盛土等の土工＞ ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 ・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。	②　環境影響の回避・低減に係る評価 重要な動物等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。 対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。 対象事業実施区域外で繁殖していると考えられるフクロウ及びコオイムシ、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖していると考えられるニホンイシガメを含むその他の予測対象種については、対象事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、主要な生息環境は対象事業実施区域外でも確認されており、これらは改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、重要な動物等に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

評　　価

２）施設の存在

① 環境保全措置

・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。
・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。
・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

重要な動物等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。

対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。

オオタカ及びヒメタイコウチ以外の予測対象種については、対象事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、主要な生息環境は対象事業実施区域外でも確認され、施設の存在に伴う生息環境の変化はない。また、施設の上空又は周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。さらに、環境保全措置を実施することから、重要な動物等に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.10　植物

調　　査

○植物相

現地調査では、早春季調査において81科200種、春季調査において94科269種、夏季調査において97科244種、秋季調査において92科260種の植物が確認され、合計112科452種であった。なお、水生植物相としてはオギやツルヨシ等の抽水植物は確認されたものの、安定した水域に生育する浮葉植物や沈水植物は確認されなかった。

植物調査結果

分類群			確認数	
門和名	亜門和名	綱和名	科数	種数
シダ植物門		大葉シダ綱	12	22
種子植物門	裸子植物亜門		4	8
	被子植物亜門		5	9
		単子葉類	13	109
		真正双子葉類	78	304
合　計			112科	452種

○植生

調査地域内で確認された植物群落のタイプ及び土地利用は、以下に示すとおりである。

植物群落及び土地利用

区　分		群　落　等
大本	二次林	コナラ群落
		シイ・カシ二次林
	植林地	アベマキ群落
		ケヤキ群落
		スギ・ヒノキ植林
		クスノキ植林
		竹林
草本	湿性	高茎草本群落
		アゼスゲ群落
	乾性	クズ群落
その他		畑雑草群落
		水田雑草群落
		放棄水田雑草群落
		果樹園
		造成地
		開放水域

○重要な種及び群落

調査で確認された重要な種は、カワヂシャ１種のみである。また、重要な群落は確認されなかった。

予　　測	
１）工事の実施 ○植物相 　工事の実施に伴う建設機械の稼働により、発生する粉じんによって、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生体機能が変化する可能性があると考えられるが、粉じんが飛散すると考えられる場合には、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止することから、建設機械の稼働による植物相への影響は極めて小さいものと予測する。 　対象事業実施区域内には、アゼスゲやボントクタデ、ヌメリグサなどの湿生植物やアベマキやクヌギなどの低木林が確認されているが、これらは改変区域外であることから、掘削・盛土等の土工による植物相への影響は極めて小さいものと予測する。 ○植生 　工事の実施に伴う建設機械の稼働により、発生する粉じんによって、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生体機能が変化する可能性があると考えられるが、粉じんが飛散すると考えられる場合には、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止することから、建設機械の稼働による植生への影響は極めて小さいものと予測する。 　工事の実施に伴う掘削･盛土等の土工により、予測地域の植生についてはクスノキ植林が約50％減少するものの、すべて植栽樹木であるうえ、高木は少ない。また、対象事業実施区域内南側で確認されているアゼスゲ群落及びシイ・カシ二次林は、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工による直接的改変はないことから、群落の種類や各群落の階層構造については大きな変化は生じない。 　よって、掘削･盛土等の土工による植生への影響は極めて小さいものと予測する。 ○重要な種 　対象事業実施区域内では確認されておらず、直接的な改変は行われない。また、本種の確認位置は対象事業実施区域北側の須美川の対岸であり、生息環境への影響もないと考えられることから、生育状況は変化せず、工事の実施による影響はないものと予測する。	○重要な群落 　対象事業実施区域及びその周辺では、重要な群落は確認されていないことから、工事の実施に伴う重要な群落への影響はないものと予測する。 ２）施設の存在 ○植物相 　施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかである。 　以上のことから、施設の存在に伴う植物相への影響は極めて小さいものと予測する。 ○植生 　施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかである。 　以上のことから、施設の存在に伴う植生への影響は極めて小さいものと予測する。 ○重要な種 　生育地は長時間日影となる範囲から離れていることから、施設の存在に伴い生じる日影による生育環境の変化はない。よって、施設の存在による影響はないものと予測する。 ○重要な群落 　対象事業実施区域及びその周辺では、重要な群落は確認されていないことから、施設の存在に伴う重要な群落への影響はないものと予測する。

<table>
<tr><th colspan="2">評　　価</th></tr>
<tr><td>１）工事の実施
① 環境保全措置
・工事事業者へ定期的な講習・指導を行う(草地等への不用意な立ち入りやごみ捨て禁止等について工事従事者に指導する)。

② 環境影響の回避・低減に係る評価
建設機械の稼働により発生する粉じんにより植物種の生体機能に影響を及ぼすと考えられるが、適切な粉じんの飛散防止対策を講じることにより植物相への影響の程度は極めて小さいものと判断する。
また、掘削・盛土等の土工による影響については、対象事業実施区域内において確認された植物のうち、アベマキやクヌギなどのアゼスゲ群落は本事業により改変されることはない。さらに、重要な種及び群落は対象事業実施区域内において確認されていないことから、これら植物相への影響の程度は極めて小さいものと判断する。以上のことから、植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</td>
<td>２）施設の存在
① 環境保全措置
・本事業の緑地における植栽樹種等には、対象事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。
・民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。
・可能な範囲で駐車場等の緑化等、緑化率の向上に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価
日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、施設の存在に伴う植物相及び植生への影響は極めて小さいものと判断する。また、対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な種の生息地は長時間日影となる範囲から離れていることから、施設の存在に伴い生じる日影による生息環境の変化はない。さらに、対象事業実施区域及びその周辺では重要な群落は確認されていない。以上のことから、施設の存在に伴う重要な種及び群落への影響の程度はないものと判断する。さらに、環境保全措置を実施することから植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</td></tr>
</table>

9.1.11　生態系

<table>
<tr><th colspan="2">調　　査</th></tr>
<tr><td>○確認種
上位性・典型性・特殊性の観点から注目種等を以下の通り選定した。

注目種等選定結果
<table><tr><th>項目</th><th>確認種数</th></tr><tr><td>上位性</td><td>オオタカ</td></tr><tr><td rowspan="2">典型性</td><td>カエル類</td></tr><tr><td>照葉樹林（シイ・カシ二次林）</td></tr><tr><td rowspan="2">特殊性</td><td>ヒメタイコウチ</td></tr><tr><td>湿生草地</td></tr></table>
・上位性（オオタカ）
平地から山地の樹林地に生息し、主として鳥類を捕食する。
春季、繁殖期、秋季、猛禽類調査時など、ほぼ周年で確認された。対象事業実施区域周辺の樹林地で営巣が確認された（令和４年：繁殖中断、令和５年：巣内で幼鳥を確認）。

・典型性（カエル類）
水田・池沼・河川等の止水・緩流域に生息し、地表で活動することも多い。対象事業実施区域及びその周辺の水田や止水域、樹林地など様々な環境で広く確認された。</td>
<td>・典型性（照葉樹林（シイ・カシ二次林））
年間を通して温暖で降水量が多い環境に生育する樹林であり常緑広葉樹林で構成されている。対象事業実施区域南側の樹林内で広く確認され、アラカシやツブラジイなどのブナ科の常緑広葉樹が優占している。

・特殊性（ヒメタイコウチ）
湿地、水田や用水路、溜め池の水辺などで常に水の流入が認められる環境に生息する。事前踏査、春季及び秋季調査時に対象事業実施区域内の湿地環境で成虫及び幼虫が確認され、対象事業実施区域内で繁殖しているものと考えられる。なお、夏季調査に対象事業実施区域西側の湿地帯でも確認されたが、確認個体数は１個体のみであった。

・特殊性（湿生草地）
周辺からの浸出水や雨水により維持されている、日当たりの良い湿地や小川の縁などの水辺や平地から山間の河畔などに特徴的に生育する草本植物で構成される草地である。対象事業実施区域内で確認されたアゼスゲ群落及び周辺で確認された高茎草本群落が該当する。雨水や周辺からの浸出水などにより維持されている。アゼスゲ群落は、アゼスゲやボントクタデ、ヌメリグサなど、高草本群落はクサヨシやガマなどの湿生植物で構成される。</td></tr>
</table>

予　　測	
１）工事の実施 ・上位性（オオタカ） 　対象事業実施区域周辺で繁殖が確認され、営巣中心域は、令和５年に幼鳥の飛翔が古巣周辺で確認されたことから、古巣及びＲ５営巣地から300ｍの範囲内にある樹林地とした。対象事業実施区域内には高利用域が0.45％、営巣中心域が3.64％含まれているものの、いずれも工事による改変はない。さらに、工事にあたっては低騒音型の建設機械の使用に努めることから工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。また、餌資源は、対象事業実施区域南側の樹林内や耕作地に生息する小型から中型鳥類などが考えられ、低騒音型の建設機械の使用に努めるとともに、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事による影響は極めて小さいものと予測する。 ・典型性（カエル類） 　工事の実施により、対象事業実施区域内の一部は改変されるものの、カエル類の主な産卵環境や採餌環境である水域及び産卵期以外の生息環境である湿生環境や樹林環境などは改変されない。また、水域と湿生環境及び樹林環境の連続性についても維持され、対象事業実施区域外の水田や止水域、樹林地などの生息環境は変化しない。さらに、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。 ・典型性（照葉樹林（シイ・カシ二次林）） 　対象事業実施区域内に一部分布しているものの、工事の実施により改変されることはない。また、対象事業実施区域外の照葉樹林についても生育環境の変化はない。 　さらに、工事の実施に伴う建設機械の稼働により発生する粉じんによって、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生体機能が変化する可能性があると考えられるが、粉じんが飛散すると考えられる場合には、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する、工事にあたっては改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。 ・特殊性（ヒメタイコウチ） 　対象事業実施区域内の湿地環境で成虫及び幼虫が確認され、対象事業実施区域内で繁殖しているものと考えられる。対象事業実施区域内の確認箇所は、継続的に安定した生息地であると考えられ、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。	・特殊性（湿生草地） 　対象事業実施区域内に一部分布しているものの、工事の実施により改変されることはない。また、対象事業実施区域外の湿生草地についても生育環境の変化はない。さらに、工事の実施に伴う建設機械の稼働により発生する粉じんによって、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生体機能が変化する可能性があると考えられるが、粉じんが飛散すると考えられる場合には、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。 ２）施設の存在 ・上位性（オオタカ） 　オオタカは、対象事業実施区域周辺で繁殖が確認された。また、対象事業実施区域内における狩場などの利用は確認されていないが、対象事業実施区域上空での旋回飛翔や周辺への飛翔が確認されていることから、対象事業実施区域及びその周辺を行動範囲として利用していると考えられる。また、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。 　また、対象事業実施区域南側の樹林内や耕作地に生息する小型から中型鳥類などが考えられ、施設の存在による餌資源の生息環境の変化は小さいことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。 ・典型性（カエル類） 　調査期間を通して対象事業実施区域周辺の水田や止水域、樹林地など様々な環境で広く確認されており、これらは哺乳類や鳥類などの重要な餌資源になっていると考えられる。 　対象事業実施区域内でも確認されているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はない。また、対象事業実施区域外にも生息環境が残ることから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。 ・典型性（照葉樹林（シイ・カシ二次林）） 　対象事業実施区域南側の樹林地で広く確認されており、落葉広葉樹林に生息するオオゴキブリなどの昆虫類の重要な生息基盤となっているとともに、それら昆虫類を捕食するトノサマガエルなどの両生類やヒガシニホントカゲなどの爬虫類、モズやオオタカなどの鳥類、ホンドキツネなどの哺乳類の生息環境及び採餌環境となっているものと考えられる。 　対象事業実施区域内に一部分布しており、施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、照葉樹林の生育場所にかかる可能性はない。 　以上のことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。

予　　測	
・特殊性（ヒメタイコウチ） 対象事業実施区域内の湿地環境で成虫及び幼虫が確認され、対象事業実施区域内で繁殖しているものと考えられる。 対象事業実施区域内で確認されているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。	・特殊性（湿生草地） 対象事業実施区域内及びその周辺の止水域で確認され、ヒメタイコウチやトンボ類、アメンボの仲間などの止水域を好む昆虫類やトノサマガエルなどの両生類の生息環境及び採餌環境となっているものと考えられる。 対象事業実施区域内に一部分布しており、施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、湿生草地の生育場所にかかる可能性はない。 以上のことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。

評　　価	
１）工事の実施 ① 環境保全措置 ＜建設機械の稼働等＞ ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 ・工事事業者へ定期的な講習・指導を行う（草地等への不用意な立ち入りや屋外へのごみ捨て禁止等について工事従事者に指導する）。 ＜掘削・盛土等の土工＞ ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 ・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 注目種等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいと判断する。 対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいと判断する。 オオタカ及びヒメタイコウチ以外の注目種等については、対象事業実施区域を生息環境又は生育環境として利用している種等がいるものの、工事の実施により主要な利用範囲又は生育環境は改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	２）施設の存在 ① 環境保全措置 ・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 ・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 ・本事業の緑地における植栽樹種等には、対象事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。 ・民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。 ・可能な範囲で駐車場等の緑化等、緑化率の向上に努める。 ・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 注目種等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。 対象事業実施区域内で確認されたヒメタイコウチについては、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。 オオタカ及びヒメタイコウチ以外の注目種等については、対象事業実施区域を生息環境又は生育環境として利用している種等がいるものの、主要な生息環境又は生育環境は対象事業実施区域外でも確認され、施設の存在に伴う生息環境又は生育環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.12　景観

調　　査

対象事業実施区域周辺８地点で着葉季及び落葉季に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである（各地点とも着葉季の写真）。

○地点１　黄金堤

対象事業実施区域から東側に位置する主要な眺望景観の地点として、桜並木沿いに整備されている歩道から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは樹木の間から見える事業所越しに現施設の煙突の一部が眺望できる。

○地点２　慶昌寺

対象事業実施区域から北東側に位置する身近な景観又は主要な眺望景観の地点として、慶昌寺の駐車場から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは耕作地が広く眺望できるほか、河川堤防越しに現施設の建屋及び煙突が眺望できる。

○地点３　宅野島橋歩道橋

対象事業実施区域から北西側に位置する身近な景観の地点として、宅野島橋歩道橋から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは矢作古川や河川植生が広く眺望できる。また、樹林越しに現施設の建屋及び煙突が眺望できる。

○地点４　岡山集落センター

対象事業実施区域から南東側に位置する身近な景観又は主要な眺望景観の地点として、岡山集落センター敷地内から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは対象事業実施区域南側にある丘陵及び樹林に遮られ、対象事業実施区域及び現施設の建屋及び煙突は眺望できない。

○地点５　神明社

対象事業実施区域から西側に位置する身近な景観又は主要な眺望景観の地点として、神明社入り口付近から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは草地や神明社の社寺林等樹木、道路等が眺望できる。また、建物越しに現施設の煙突の一部が眺望できる。

○地点６　特別養護老人ホームレジデンス寺嶋

対象事業実施区域から南東側に位置する身近な景観又は主要な眺望景観の地点として、特別養護老人ホームレジデンス寺嶋の駐車場から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは草地や住宅等が眺望でき、対象事業実施区域南側の樹林越しに現施設の煙突の一部が眺望できる。

調　　査

○地点７　東条城跡

対象事業実施区域から南東側に位置する主要な眺望景観の地点として、東条城跡から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは、公園内の草地及び樹林や住宅地が眺望できる。また、対象事業実施区域南側の樹林越しに現施設の煙突の一部が眺望できる。

○地点８　八ツ面山

対象事業実施区域から北側に位置する主要な眺望景観の地点として、公園内の展望台から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは公園内の樹林や建屋の他、市街地や山地等西尾市内を広く眺望できる。また、市街地越しに現施設の建屋及び煙突が眺望できる。

予　　測

１）施設の存在

○景観資源への影響

対象事業実施区域から最も近い景観資源は約0.7㎞離れたところに位置しており、本事業によって改変されないことから、本事業によるこれらの景観資源への影響はないと予測する。

○地点１　黄金堤

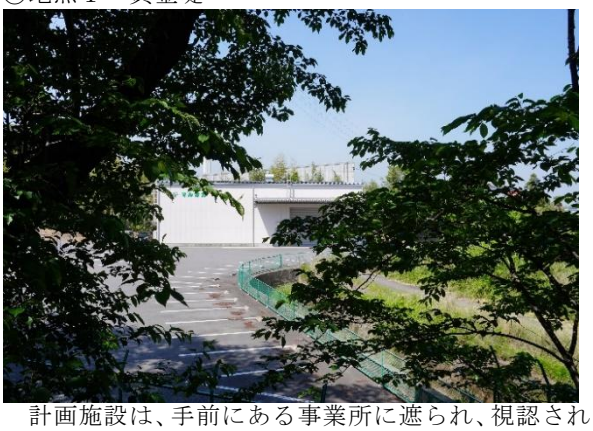

計画施設は、手前にある事業所に遮られ、視認されない。現況では、事業所や駐車場、樹木が主な景観構成要素となっており、樹木の間から見える事業所越しに現施設の煙突の一部が視認される。将来は、計画施設は視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。

○地点２　慶昌寺

河川堤防越しに計画施設が視認される。現況では、耕作地や現施設の建屋及び煙突が主な景観構成要素となっている。

将来は、現施設の手前に計画施設の建屋及び煙突が出現する。煙突の高さは現施設よりも低くなるものの、建屋は大きく見えることから、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点３　宅野島橋歩道橋

樹林越しに計画施設が視認される。現況では、矢作古川や河川植生が主な景観構成要素となっており、樹林越しに現施設の建屋及び煙突が視認される。将来は、現施設の手前に計画施設の建屋及び煙突が出現する。煙突の高さは現施設よりも低くなるものの、建屋は大きく見えることから、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点４　　岡山集落センター

計画施設は、対象事業実施区域南側の丘陵及び樹林に遮られ、視認されない。現況では樹林や住宅が主な景観構成要素となっており、現施設の建屋及び煙突は視認されない。将来は、計画施設は視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。

予　　測	
○地点５　神明社 樹木越しに計画施設が視認される。現況では、草地や神明社の社寺林等樹木、道路が主な景観構成要素となっており、事業所越しに現施設の煙突の一部が視認される。将来は、樹木越しに計画施設の建屋及び煙突が出現するものの、景観構成要素は大きく変化しないことから、景観の変化は小さいものと予測する。 ○地点６　特別養護老人ホームレジデンス寺嶋 計画施設は、対象事業実施区域南側の丘陵及び樹林に遮られ、視認されない。現況では、草地や住宅が主な景観構成要素となっており、樹林越しに現施設の煙突の一部が視認される。将来は、計画施設は視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。	○地点７　東条城跡 対象事業実施区域南側の樹林越しに、計画施設の煙突頂部の一部が視認される。現況では、公園内の草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、樹林越しに現施設の煙突の一部が視認される。将来は、計画施設の煙突頂部の一部が視認されるものの、現施設と比べて煙突の高さは低い。また、景観構成要素に大きな変化は見られないことから、景観の変化は小さいものと予測する。 ○地点８　八ツ面山 市街地越しに計画施設が視認される。現況では、公園内の樹林及び建屋や市街地が主な景観構成要素となっており、市街地越しに現施設の建屋及び煙突が視認される。将来は、現施設の手前に計画施設の建屋及び煙突が出現するものの景観構成要素は大きく変化しないことから、景観の変化は小さいものと予測する。

評　　価	
１）施設の存在 ①　環境保全措置 ・圧迫感を低減するため、可能な限り建築物を小さくする。 ・建築物は、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩等に配慮する。 ・対象事業実施区域の周縁部には可能な限り高木による植栽とする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。	②　環境影響の回避・低減に係る評価 ○景観資源への影響 対象事業実施区域周辺の景観資源については、本事業によって改変されるものはなく、影響はないと判断することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。 ○主要な眺望点等からの景観 計画施設の存在により、視点によっては景観に変化が生じると予測するが、外観、形状、色彩等について周辺景観との調和及び圧迫感の低減に努めていると判断する。さらに、環境保全措置を実施することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

9.1.13　人と自然との触れ合いの活動の場

調　　査

＜主要な人と自然との触れ合いの活動の場＞

対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、黄金堤及びホワイトウェイブ21の２地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況

項目	調査結果
調査地点	黄金堤
利用環境	・黄金堤の利用環境は桜並木沿いの歩道のほか、芝生地及びベンチなどの休憩スペースや駐車場、吉良上野介義央公の像などが整備されている。
利用状況	・駐車場での休憩利用がほとんどであり、お昼前後の利用が多い。 ・平日に比べ休日の方が利用者が多い。
調査地点	ホワイトウェイブ21
利用環境	・クリーンセンター（ごみ焼却場）の余熱を利用した温水プールのほか、浴室やトレーニングルーム、コミュニティー施設（大広間・茶室・会議室・多目的ホール）がある。
利用状況	・平日に比べ休日の方がいずれの施設においても利用者が多く、特にプールの利用が増える傾向にある。 ・利用の時間帯としては平日は13時台の、休日は10時台の利用者数(合計)が最も多くなっている。 ・温水プールや浴室、トレーニングルームの利用のほか、イベント会場や健康づくり教室などの会場、休憩スペースとしても利用されている。 ・利用者の交通手段は、大半が自動車である。

＜交通量＞

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道３交差点で平日及び休日に各１回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。

交差点交通量調査結果　（単位：台/12時間）

調査地点		項目	12時間交通量 大型車（台）	小型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）
地点１ 対象事業実施区域東側交差点	平日	断面Ａ流入	866	3,015	3,881	22.3
		断面Ｂ流入	833	3,343	4,176	19.9
		断面Ｃ流入	290	527	817	35.5
		合計	1,989	6,885	8,874	22.4
	休日	断面Ａ流入	473	2,345	2,818	16.8
		断面Ｂ流入	465	2,518	2,983	15.6
		断面Ｃ流入	80	135	215	37.2
		合計	1,018	4,998	6,016	16.9
地点２ クリーンセンター西交差点	平日	断面Ａ流入	314	3,352	3,666	8.6
		断面Ｂ流入	270	1,560	1,830	14.8
		断面Ｃ流入	334	3,169	3,503	9.5
		断面Ｄ流入	53	232	285	18.6
		合計	971	8,313	9,284	10.5
	休日	断面Ａ流入	81	2,744	2,825	2.9
		断面Ｂ流入	92	1,030	1,122	8.2
		断面Ｃ流入	72	3,320	3,392	2.1
		断面Ｄ流入	48	260	308	15.6
		合計	293	7,354	7,647	3.8
地点３ 宅野島町田貝交差点	平日	断面Ａ流入	969	3,959	4,928	19.7
		断面Ｂ流入	248	2,972	3,220	7.7
		断面Ｃ流入	1,232	4,549	5,781	21.3
		断面Ｄ流入	55	2,456	2,511	2.2
		合計	2,504	13,936	16,440	15.2
	休日	断面Ａ流入	292	4,625	4,917	5.9
		断面Ｂ流入	173	3,459	3,632	4.8
		断面Ｃ流入	255	5,723	5,978	4.3
		断面Ｄ流入	31	2,342	2,373	1.3
		合計	751	16,149	16,900	4.4

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

交通量の予測結果は以下に示すとおりである。

交通量予測結果

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量（台）	寄与割合（%）	時間帯	交通量（台）	寄与割合（%）
地点１ 対象事業実施区域東側交差点	9,388 (514)	5.5	７時台	1,274 (134)	10.5
地点２ クリーンセンター西交差点	9,798 (514)	5.2	７時台	1,120 (134)	12.0
地点３ 宅野島町田貝交差点	16,954 (514)	3.0	７時台	1,794 (134)	7.5

注１）交通量の（　）内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。

注２）予測地点における資材等運搬車両等の走行割合は現時点では未定であるため、安全側評価の観点から、各予測地点において資材等運搬車両等がすべて走行するものと設定した。

２）施設の供用

（１）廃棄物等の搬入及び搬出

交通量の予測結果は以下に示すとおりである。

交通量予測結果

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量（台）	寄与割合（%）	時間帯	交通量（台）	寄与割合（%）
地点１ 対象事業実施区域東側交差点	8,966 (92)	1.0	８時台	911 (6)	0.7
地点２ クリーンセンター西交差点	9,376 (92)	1.0	10時台	864 (14)	1.6
地点３ 宅野島町田貝交差点	16,532 (92)	0.6	８時台	1,612 (6)	0.4

注）交通量の（　）内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルートの分散化を図り、車両の集中を避ける。
・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。
・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
・工事用車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車の禁止や交通ルールの順守、公園を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

予測の結果、資材等運搬車両等の走行に伴い対象事業実施区域周辺の交通量の増加がみられるものの、人と自然との触れ合いの活動の場である黄金堤（地点１）及びホワイトウェイブ21（地点2）に近接する交差点１及び交差点２では、資材等運搬車両等の寄与割合は、12時間交通量で5.2～5.5%、ピーク時間交通量で10.5～12.0%となり、全体の交通量と比べるとわずかである。よって、資材等運搬車両等の走行に伴う影響の程度は小さいものと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。

２）施設の供用

① 環境保全措置

・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。
・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守、ホワイトウェイブ21等を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

予測の結果、廃棄物運搬車両等の走行に伴い対象事業実施区域周辺の交通量の増加がみられるものの、人と自然との触れ合いの活動の場である黄金堤（地点１）及びホワイトウェイブ21（地点2）に近接する交差点１及び交差点２では、廃棄物運搬車両等の寄与割合は、12時間交通量で1.0%、ピーク時間交通量で0.7～1.6%となり、全体の交通量と比べるとわずかである。よって、廃棄物運搬車両等の走行に伴う影響の程度は小さいものと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.14　廃棄物等

予　　測

１）工事の実施

○残土

地下掘削等に伴う残土量は約15,700m^{3}と予測する。発生土は、場内の埋戻し土として再利用を図り、残土については、適正処分する計画である。

○建設工事に伴う副産物

副産物の発生量は以下に示すとおりである。

主な副産物として廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類等が発生すると予測する。これらの副産物については、本事業の建設工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事となることから、同法に基づく「あいち建設リサイクル指針」を踏まえて、分別の徹底を図り、表中に示す方法で可能な限り資源化を行うものとする。なお、処理方法が埋立処分となっている副産物についても、できる限り資源化が図れるよう努める。

副産物発生量

区　分		解体工事発生量	建設工事発生量	合計
廃プラスチック類		12.2t	30.8t	43.0t
木くず		65.0t	68.6t	133.6t
紙くず		－	22.4t	22.4t
繊維くず		－	39.2t	39.2t
金属くず		2,393.2t	29.4t	2,422.6t
ガラス及び陶磁器くず		491.6t	18.2t	509.8t
がれき類	コンクリート破片	3,180.1t	126.0t	3,306.1t
	アスファルト・コンクリート破片	－	32.2t	32.2t
混合廃棄物		29.9t	117.6t	147.5t
合計		6,172.0t	484.4t	6,656.4t
建設汚泥		－	3,500m^3	3,500m^3

２）施設の供用

廃棄物の発生量は以下に示すとおりである。廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、溶融スラグ、溶融メタル及び金属類は可能な限り資源化に努める計画である。

廃棄物の発生量　（単位：t/年）

区　分	年間発生量		
	ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式
焼却灰	11,461	－	－
焼却飛灰	6,716	－	－
溶融飛灰	－	3,833	3,814
溶融スラグ	－	8,943	6,811
溶融メタル	－	986	－
金属類	－	－	319
溶融不適物	－	－	258

評　　価

１）工事の実施

① 環境保全措置

・可能な限り再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
・再生砕石の使用等、施設建設において再生材の活用に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

工事の実施に伴う残土及び副産物については、残土は適正処分する計画であることや解体工事及び建設工事に伴って発生する建設副産物は分別の徹底を図り可能な限り再利用・資源化を行うことにより、影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避･低減が図られている。

２）施設の供用

① 環境保全措置

〈ストーカ式焼却方式〉
・焼却主灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。
・焼却主灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。

〈ガス化溶融方式〉
・溶融スラグは、土木用資材等として有効利用する。
・溶融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非鉄精錬還元剤及び製鉄原料として有効利用する。
・溶融飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の供用に伴う廃棄物については、処理方式により廃棄物の種類及び発生量が異なるものの、いずれの処理方式についても可能な限り資源化に努めることから影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.15　温室効果ガス等

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。

温室効果ガス排出量予測結果
（資材等の搬入及び搬出）

（単位：t-CO_2/工事中）

活動区分	車種	温室効果ガス排出量	
			合計
資材等運搬車両等の走行	大型車	1,037	1,603
	小型車	566	

（２）建設機械の稼働等

工事期間全体の温室効果ガス排出量は、計画施設の建設工事で3,340t-CO_2/工事中と予測する。

２）施設の供用

（１）ばい煙の排出及び機械等の稼働

温室効果ガス排出量及び発電による温室効果ガス削減量の予測結果は以下に示すとおりである。

温室効果ガス排出量予測結果
（ばい煙の排出及び機械等の稼働）

（単位：t-CO_2/年）

区分	二酸化炭素排出量		
	ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式
排出量	41,962	47,746	41,584
削減量	11,354	13,805	14,855
排出量－削減量	30,608	33,941	26,729
削減の程度(%)	27.1	28.9	35.7

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。

温室効果ガス排出量予測結果
（廃棄物等の搬入及び搬出）

（単位：t-CO_2/年）

活動区分	車種	温室効果ガス排出量
廃棄物運搬車両等の走行	大型車	270
	小型車	256
合　計		526

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・資材等運搬車両等の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。

（２）建設機械の稼働等

① 環境保全措置

・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・建設機械の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低炭素型建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。

２）施設の供用

（１）ばい煙の排出及び機械等の稼働

① 環境保全措置

・廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。
・施設の設備機器及び照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量については、余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。

9.2　総合評価

国は、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう都道府県に通知を行った。これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、２市１町においては、岡崎西尾ブロック内にある４施設（旧岡崎市中央クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター１号炉、同２号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、２施設への集約化を目指すこととした。

その後、平成 23 年７月に旧岡崎市中央クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター２号炉の集約施設として、岡崎市中央クリーンセンターが供用を開始し、平成 25 年２月には、最新のごみ発生量見込みの推計値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成 37（令和７）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行った。

本事業は、岡崎市中央クリーンセンターとともに新たにごみ焼却処理を担う施設として、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター１号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の 15 項目の環境要素を対象に、計画段階での環境配慮事項も勘案して調査、予測及び評価を行った。その結果、公害防止に関する自主規制値を遵守するとともに、適切な環境保全措置を実施することにより、本事業による周辺環境への影響は小さいものと評価した。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進めていく。

以上のことから、本事業による工事の実施、施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価する。また、環境保全に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると評価する。

第10章　　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

第10章　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定者の見解

10.1　準備書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

10.1.1　縦覧状況

・縦　覧　期　間：令和６年３月５日（火）～４月５日（金）
・意見書提出期限：令和６年４月 19 日（金）

表 10.1.1　縦覧場所及び縦覧者数

縦覧場所		閲覧者数
西尾市	環境部環境業務課	1
	都市整備部都市計画課	0
	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	0
	西尾市役所幡豆支所	0
幸田町	環境経済部環境課	1
合　計		2

10.1.2　意見書の提出状況

準備書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は１通（40 件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表 10.1.2 に示すとおりである。

表 10.1.2　準備書についての意見書の意見の分類

分　　類	意見数
第 １章　都市計画決定権者の名称	0
第 ２章　都市計画対象事業の目的及び内容	11
第 ３章　都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	10
第 ４章　計画段階配慮事項に関する内容	0
第 ５章　方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	1
第 ６章　方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	0
第 ７章　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	0
第 ８章　環境影響の調査、予測及び評価	18
8．1　大気質	5
8．2　騒音及び超低周波音	3
8．3　振動	3
8．4　悪臭	1
8．5　水質	0
8．6　地盤・土壌（土壌環境）	1
8．7　地下水の状況及び地下水質	0
8．8　日照阻害	1
8．9　動物	2
8.10　植物	0
8.11　生態系	0
8.12　景観	0
8.13　人と自然との触れ合いの活動の場	0
8.14　廃棄物等	1
8.15　温室効果ガス等	1
第 ９章　総合評価	0
第 10 章　事後調査計画	0
第 11 章　準備書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合　計	40

10.2　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 10.2.1 (1)～(17)に示すとおりである。

注）意見中「*p●」は準備書の通しページ番号を示しており、意見書の意見の概要は、提出された意見書の原文を掲載している。

表 10.2.1(1)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
第２章　都市計画対象事業の目的及び内容		
1	＊1　p9 処理能力は、310→292→266ｔ/日と減少してきた 「ごみ焼却施設　処理能力:266ｔ/日、※施設規模の見直しにより、方法書時点から処理能力を小さくした。」とありますが、方法書意見への見解１にあるように、配慮書で 310t/日、方法書で 292t/日、準備書で 266t/日と再三減少させていること、その原因は西尾市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴うことを明記してください。	処理能力については、準備書 2-11 頁において、ごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行った旨を記載しています。なお、処理能力が小さくなった要因としては、計画施設の焼却想定処理量（令和 12 年度）の減少のほか、準備書 2-11 頁に記載の施設規模の算定方法が変更されたことも一因となっています。
2	＊2　p12 処理量の根拠の将来人口を 突然計画処理量を出すのではなく、その主たる根拠となる将来人口を記載すべきです。人口減少が顕著になる 2030 年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高くなります。見解３では「日本の地域別将来推計人口（平成　30(2018)年推計)」（国立社会保障・人口 問題研究所)の５年ごとの推計値ではなく、２市１町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において用いられている将来人口推計を基に設定しています。」とあり、準備書では「２市１町それぞれの一般廃棄物処理基本計画…人口の合計は、施設供用開始年度の令和　12　年度以降も緩やかな増加傾向が続くと予想…各市町は減量化及び資源化を促進し、ごみ排出量の削減に努めることとしており、計画目標年度は、計画年間処理量が最大となる令和 12 年度とした。」p12 とあります。つまり、2 市 1 町では過大な将来人口を願望として採用しています。もっと素直に現状を見ないと過大な施設建設となります。	将来人口については、方法書に対する意見番号３（準備書 5-3 頁）の見解のとおり、２市１町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において用いられている将来人口推計を基に設定しています。 処理能力についても最新の状況を踏まえて見直しを行っており、処理能力の縮小の考え方については、意見番号１の見解のとおりです。
3	＊3　p15 低振動型・低炭素型建設機械の積極的使用も準備書本文に記載を 配慮書への意見「工事中は「建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」p26 とありますが、意見への見解として「排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。」p203 とあり、低振動型建設機械及び低炭素型建設機械積極的使用にも触れたことは評価します。 しかし、方法書への意見『方法書本文にこそ、この文章を記載すべきである。なお、発注条件への記載については、納得できるような検討をし、準備書には記載されたい。』に対する見解 10 は『工事中の建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用することとし、発注条件にも記載する予定です。』とあるので、そのことを準備書本文に記載したください。準備書では「建設機械は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用する。」p27 と、ありますが、発注条件については触れていません。	工事中の建設機械については、準備書 2-25 頁に記載のとおり、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用します。 また、これについては方法書に対する意見番号 10（準備書 5-5 頁）の見解のとおり、発注条件に記載する予定ですが、準備書本文には実施する環境保全措置の内容について記載しており、発注条件の記載の有無までは記載しておりません。

表 10.2.1(2)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	＊4　p22　自主規制値を設けるは評価するが、水銀は不十分 方法書で「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画である。」p14 とあったため、どのような自主規制値とするかで、調査・予測の方法が異なり意見も出せない。と批判したところ、見解 6 のとおり「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける。」と文章表現を正確にした。この点は評価できます。 しかし、大気のばいじん（法規制 0.04→0.006g/m3）、NOx(法規制 250→50ppm)、塩化水素（430→30ppm）、ダイオキシン類（法規制 0.1→0.06ng-TEQ/m3)としているのに、水銀だけが法規制 30 μg/m3 と同じというのは、見解 6「水銀については、他の項目と異なり、処理工程で生成されるものではなく、搬入ごみに混入されることにより発生するものであるため、法規制値と同等の値としており、」といいますが、塩化水素の法規制の 1/10 以下の自主規制値と比べると見劣りがします。ごみの焼却施設から排出される塩化水素は主として塩化ビニル等の塩素系高分子化合物に起因するとされている。…プラスチックスを分別することにより、規制に対処することができると考えられる（廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について昭和 52 年 06 月 30 日環整 54 号）ことと同様であり、塩化水素並みの自主規制値にしてください。	水銀の排出基準については、ばい煙排出規制における排出基準のように環境基準等の環境上の目標の維持達成を目指す観点から設定されたものではなく、「水銀に関する水俣条約」第８条第４項を踏まえ「利用可能な最良の技術」に適合した値として設定されたものであり、既に最良の技術を踏まえた数値となっています。 また、水銀については、他の項目とは異なり、処理工程で生成されるものではなく、搬入ごみに混入されることにより発生するものです。このため、法規制値と同等の値としており、水銀使用製品の分別回収の徹底等の混入防止対策により、水銀が排出されないよう努めてまいります。
5	＊5　p24　西尾市の搬入予定台数は未確定、現況値しかない 「令和２年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 560 台…、岡崎市からのごみ収集車…は、年間約 9,430 台（約 39 台/日）、幸田町からのごみ収集車両…は、年間約 1,700 台（約７台/日）である。」とありますが、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は配慮書になかったものを方法書で追記したが、西尾市の搬入予定台数はまだ、確定せず現況値だけが記載されていることを明記すべきです。また、予測 p423 では「新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに設定し、大型車 92 台/日（往復）とした。」とありますが、現在西尾市クリーンセンターへ搬入しているごみ収集車をどう扱ったのかわかりません。令和２年度の現況のまま変わらないのですか。 どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、３点 p8 と低かったこともあり、混雑度がどうなるのか、そのうちで廃棄物運搬車両が大気、騒音、振動にどの程度の割合を示すのかを検討する必要があります。	西尾市の搬入予定台数については、令和２年度における実績で日平均で約 560 台であり、将来も現状と同程度であると想定しています。 また、廃棄物運搬車両の走行による大気質、騒音、振動の影響予測については、新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに大型車 92 台/日（往復）を設定し、現況の交通量にこれを加えることで、将来の予測値及び増加量の予測を行っています。

表 10.2.1(3)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	＊6　p24 雨水も処理するのか 方法書 p15 の給排水フロー図では、雨水は調整池に貯め須美川へ放流する形になっている。「雨水は、処理を行ったのち」という表現は間違いではないかとの意見に、見解 7 「雨水については、調整池において貯留した後に、沈殿物を除いて須美川に放流します。生活排水と同様の処理ではないことから、準備書以降においては、生活排水と雨水を分けて記載いたします。」と姿勢を改めたことは評価します。 また『雨水も有害物質で汚染されている恐れがあるため、処理して放流するようにとの配慮書への意見に対し、「運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」との見解であったが、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が考慮されていない。』との意見に対し、見解 7 は「ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないよう、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。」とありますが、定期的な清掃はいつ、どのように行うのか、岡崎市分も含めて追記する必要があります。さらに、念のため、調整池の水質検査を行うようにしてください。	ごみ収集運搬車の定期的な清掃については、現状として、西尾市、岡崎市及び幸田町では、収集運搬作業終了後に毎日、ごみ収集運搬車の外部及びごみ収縮部の内部の洗浄を行っており、今後も同様の方法でごみ収集運搬車の清掃を行っていく予定です。また、調整池の水質検査は予定しておりません。
7	＊7　p24　雨水は排水量未定でも重金属等有害物質の規制値がある 方法書への意見『配慮書への意見「一律排水基準（生活環境項目）は適用されるのか」に対する見解は「施設排水については、プラント排水と生活排水があります。このうち、プラント排水については、場内利用し公共用水域には排水しません。このため、施設からの排水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっております。今後、自主規制値の設定の有無についても、併せて検討してまいります。」p209 とありますが、「施設からの排水は生活排水のみ」という判断は間違っているし、水質汚濁防止法第 2 条の「この法律において「排出水」とは、特定施設…から公共用水域に排出される水をいう。」にも反しています。排出される水には雨水も含まれます。いずれにしても、「現時点では排水量は未定」では方法書を作成する時点ではない。調査項目、調査頻度等に対する意見が出せない。　また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、振動 p8 に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきである。』に対する見解 36 は『その後の検討結果に基づき、排水としてプラント排水、生活排水及び雨水がある旨を方法書 15、16 頁及び準備書 2-22 頁に記載しております。また、排水のうち、プラント排水は場内で再利用し公共用水域への排水はありません。また、生活排水は…合併浄化槽で処理することから…、自主規制値の設定は行っておりません。』でした。 しかし雨水についての記載が抜けています。構内雨水は重金属等有害物質に汚染されている恐れがあり、調整池での定期的な調査が必要であるし、排水量がどれだけでも重金属等有害物質は法規制値があり、自主規制値を設定すべきです。	雨水については、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないよう、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。このため自主規制値の設定は行っておりません。また、調整池の水質検査は予定しておりません。

表 10.2.1(4)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8	＊8　p25 関係車両の主要走行経路はわかりやすくなった 「配慮書 p17 では両端の矢印があったが、方法書 p17 では、図 2.2.4 関係車両の主要走行経路で、凡例の主要走行経路の両端の矢印がなくなり、他の道路と区別がつかない。これでは収集運搬車両の調査、予測をどこにすればいいかの意見が出せない。」との意見に対し、見解 5 「ご意見も踏まえ、準備書以降においては、関係車両の主要走行経路の両端を矢印で示し、他の道路と区別がつくように表現しました。なお、県道蒲郡碧南線及び市道木田岡山線については、最新の事業計画を踏まえ、方法書において主要走行経路に追加したものであり、調査・予測地点については、これらの道路を踏まえて設定しております。」として、配慮書のように道路両端に矢印を付けたので、分かりやすくなりました。	ご意見いただきありがとうございます。
9	＊9　p26 工事中に解体する現施設の一部とは何か、駐車場はまだ検討中なのか 工事日程で「現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体を行う。」と配慮書、方法書、準備書本文で同じ表現が続いていますが、今回、見解 9 で「現施設のうち、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場については、計画施設の建設に伴い解体を行います。」とある。解体工事があればそれは準備書でアセス対象となります。　また、「駐車場の具体的な位置については、現在検討中です。」ということでは準備書として未完成です。	現施設のうち新施設の建設前に解体を行うのは、準備書 2-24 頁及び方法書に対する意見番号 9（準備書 5-5 頁）の見解のとおり、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場であり、準備書ではこれらの解体を踏まえた工事中の予測を行っています。駐車場の具体的な位置については、引き続き検討しております。
10	＊10　p27 公害対策型の建設機械は積極的に使用し、発注条件にも記載を。排出ガス対策型は 3 次対策型の最新機種使用を 工事中の環境配慮事項として「・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用する。」とありますが、見解 10 にあるように、「発注条件にも記載する予定です」を追記してください。 また、排出ガス対策型は、1 次対策型は 2003 年 12 月指定終了、2 次対策型は 2010 年 9 月指定終了、その後は 3 次対策型（みなし機械を含む）に移行し、2023 年 12 月現在で、バックホーは 87 機種（小型バックホーは 217 機種）、バイブロハンマーは 20 機種などが指定されています。これらの最新型機種を積極的に使用することを記載してください。	発注条件に関する記載については、意見番号 3 の見解のとおりです。 また、工事中の建設機械については、準備書 2-25 頁に記載のとおり、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用しますが、排出ガス対策型は最新型機種を積極的に使用することを施工業者に求めることとします。
11	＊11　p29 余熱利用の現状継続ぐらいは明記を 供用時の環境配慮事項として「・余熱利用は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。」p29 とありますが、「検討する」ということではなく、既存の西尾市クリーンセンターは西隣のホワイトウエブ 21（ゴミ焼却場の余熱を利用した総合型レジャー施設、一般利用料金:プール 520 円、浴室 410 円）に余熱を提供していること、その継続を基本として考えていくことぐらいは明記してください。	ご意見を踏まえ、評価書では、隣接するホワイトウェイブ 21 への蒸気及び電力の供給について明記します。

表 10.2.1(5)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
第３章　都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況		
12	＊12　p50～水質･地下水調査結果は最新年度に変更された 方法書では、水質・地下水調査結果は 2020 年度の出典となっていたが､大気と同様に 2021 年度にするようにの意見に従い、見解 11「方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の文献を使用しております。準備書の作成においても、項目ごとに最新の文献を使用しました。」とあり、本文もそのようしてあるので了解する。 なお、愛知県は大気と水質の調査結果は同日で公表しており､「方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の文献を使用しております。」は水質について虚偽の見解となります。	水質・地下水調査結果について、方法書作成時には調査結果の概要のみ公表されている状況であり、文献調査で使用する詳細版については未公表であったため､2020 年度の資料を使用しておりました。準備書においては、ご意見いただいたとおり、最新の文献を使用しました。
13	＊13　p64 動物の確認文献で最新資料を追加した。 動物の確認文献も、2022 年 6 月 2 日の愛知県環境影響評価審査会の橋本委員の発言を真摯に受け止め､最新資料｢全国鳥類繁殖分布調査報告　日本の鳥の今を描こう　2016－2021 年」を追加し、「全国鳥類越冬分布調査報告　2016－2022 年」まで探し出したことは評価します。	ご意見いただきありがとうございます。
14	＊14　p86 植物の重要種が配慮書より減少した理由を本文に記載すべき 『方法書では「植物の重要種は… 49 科 132 種である。」p83 とありますが､配慮書では｢植物の重要種は…49 科 133 種である。」p76 と異なり 1 種減少しています。オモダカ科のオモダケが減少している。その理由は何かを明記すべきである。』と方法書への意見に対し、見解 14「植物の重要種リストを再度精査した結果、重要種でない種が含まれていたため、減少しました。準備書の作成時においても、最新の文献を使用し精査しました。」とあり、理解はできましたが、公式書類の配慮書から方法書で植物の重要種が減った理由なので、準備書本文で記載してください	配慮書から方法書において、重要種の種数が減少した理由については､準備書 5-6 頁に記載しています。なお、第３章の都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況については、各図書作成時の最新の文献を使用しているため、配慮書からの変更点は多岐にわたります。
15	＊15　p135 要請限度は正確になった 方法書への意見：自動車騒音に係る要請限度で 『配慮書への意見「共通 15　要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。」p208 とあり、わかりやすくなったことは評価する。ただし、要請限度が騒音規制法第 17 条に基づくことを明記すべきである。また、「措置を執るべきことを要請するものとする。」を「措置を執るべきことを要請する際の限度」では、市長の責務をあいまいにする表現であり、再度修正すべきである。』に対する見解 33 は『ご意見を踏まえ、騒音の要請限度の表現（準備書 3-105 頁）を修正しました。』であり、やっと正確になったので了解する。	ご意見いただきありがとうございます。
16	＊16　p147　地下水の水量測定器設置義務は結局なくなった 方法書への意見：地盤地下水で『＊p210 配慮書への意見「共通 20　水量測定器設置義務はあるのか」に対する見解は「地下水の利用の有無についは、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」p210 とあるが設置するなら揚水機の吐出口の断面積が 19cm2 を超えるかを記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断できるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。』に対する見解 38 は『その後の検討の結果、地下水は利用しない計画としております。』と地下水の水量測定器設置義務は結局なくなったので、了解します。	ご意見いただきありがとうございます。

表 10.2.1(6)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
17	＊17　p154、155　土砂災害警戒区域が近傍にあることを明確に 方法書への意見『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等が、対象事業実区域周辺で「該当あり」となっているので、その詳細を記載すべきである。愛知県の土砂災害情報マップでは、予定地南西に土石流の恐れのある崖地を通過して 100～200m に土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が指定されている。』に対する見解 15 は『ご意見も踏まえ、準備書においては、対象事業実施区域周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の詳細を準備書 3-124、125 頁に記載しました。』とありますが、準備書本文では「(1)対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。(2)対象事業実施区域の一部が砂防指定地に指定されている。(3)対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。(4)対象事業実施区域の最大浸水深は 1.0～10.0m未満となっている。」と、対象事業実施区域が区域指定はないという断言だけで、せいぜい(2)砂防指定地に指定,(4)浸水想定区域に指定というだけです。見解 15 のように「詳細に…記載しました」というのは虚偽見解に近いものです。	方法書に対する意見番号 15（準備書 5-7 頁）についての見解に記載した「詳細」とは、対象事業実施区域及びその周辺における土地災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況と認識しており、準備書 3-124、3-125 頁に記載しているとおりです。

表 10.2.1(7)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
18	＊18　p157　河川氾濫による浸水に対する安全性を検討すべき、への対応が不十分 構想段階評価書の案への意見『配慮書への意見「河川氾濫による浸水に対する安全性を検討すべきに対して、見解 14「平成元年度以降の記録では、対象事業実施想定区域において洪水による浸水の実績はありません。また、河川氾濫に対する対応策については、今年度の「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」とあるが、配慮書 p7～8 では「河川氾濫による浸水に対する安全性は最低の 1 点」で「0.5m以上の被害が想定される。」となっているため、まずその事実を正確に示すべきであり、そのため、第 3 章都市施設の区域及びその周囲の概況に、洪水ハザードマップを追記すべきである。また「平成元年度以降の記録では…洪水による浸水の実績はありません。」というが、最近の気候変動は予想を大きく上回り、いつ、この洪水ハザードマップが実現するか不安である。河川氾濫に対する対応策を…具体的に記載できるようになるまでは都市計画手続きを中断すべきである。』とあり、準備書では洪水ハザードマップ p157 を追加した程度です。 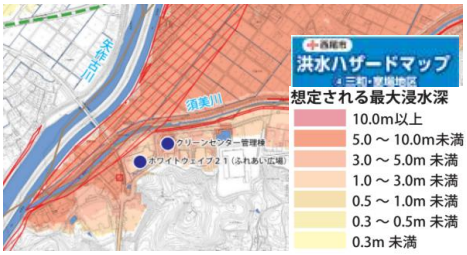 しかも「対象事業実施区域の最大浸水深は　1.0～10.0m未満となっている。」と配慮書の最大水深「0.5m 以上」は「1.0～10.0m未満」と明確にしています。過去 10 年間の浸水の実績、また、最近の線状降水帯の時、須美川の状況はどうだったかを記載してください。2022 年 9 月「23 日の夕方に線状降水帯が発生し、1 時間あまり継続、3 時間降水量が約 160 ミリに達する雨を観測した。また、同日の夜遅く及び 24 日明け方にも線状降水帯が発生し、いずれも約 20 分継続、3 時間降水量がそれぞれ約 200 ミリ、約 180 ミリに達する雨を観測した。」（令和４年度　線状降水帯（速報）気象庁）と、9 月 23 日からの２日間で 540mm（３時間降水量が 160mm、200mm、180mm）の降雨があったと報道されています。中部国際空港増設環境影響評価準備書の降雨予測条件の 3mm/h の 180 倍、72mm/日の 7.5 倍の降雨があったのです。こうした事実を基に、必要な予測を行ってください。	お示ししている洪水ハザードマップは、愛知県が令和元年 9 月 30 日に公表している「矢作川流域の 48 時間総雨量 683 ㎜、広田川流域の 24 時間総雨量 770 ㎜」を降雨条件として作成されたものであり、近年頻発している豪雨に対応したものであると認識しております。 なお、「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和５年９月　西尾市）において、施設整備方針を「防災機能を備え、災害時にも処理が可能な施設」としており、プラットホームや電気室・中央制御室・非常用発電機・タービン発電機は２階以上に設置する、灰ピットは鉄筋コンクリート構造で開口部は浸水水位以上とする等の浸水対策を講じることとしています。

表 10.2.1(8)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	＊19　p162 あいち球温暖化防止戦略 2030（改定版）（案）の内容で見直しを 方法書への意見「「あいち地球温暖化防止戦略　2030」（平成 30 年 2 月）では、目指すべき低炭素社会を実現するために、2030 年度における県内からの温室効果ガス削減量を 2013 年度比で 26%削減という目標をかかげている。」とあるが、2020 年 10 月に国が「…温室効果ガスの削減目標を引き上げるなど、…愛知県は、こうした状況に対応するため、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」（案）の取りまとめ、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、2022 年 11 月 12 日から 1 カ月間、県民からの意見を募集している。この改定版（案）は、温室効果ガスの県内排出量を 2030 年に 2013 年比 46%減にするというものである。この動きと内容を方法書でも明記し、地球温暖化対策をさらに強化する方向で今回の計画を見直すべきである。』に対する見解 16 は『方法書の作成にあたっては、作成時に 公表されている最新の内容を記載して おります。準備書の作成においても、公表されている最新の文献を踏まえて記載内容を検討しました。』とあり、あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）をはじめ、西尾市、岡崎市、幸田町の地球温暖化対策実行計画 p163～166 もそれぞれ最新の文献を踏まえており了解します。	ご意見いただきありがとうございます。
20	＊20　p169 岡崎市の廃棄物の状況は、今回計画施設での量を 方法書への意見『岡崎市の廃棄物の状況は、岡崎市一括の焼却処理量 114,401 t/年だけではなく、今回の計画に加える岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分を明記すべきである。』に対する見解 18 は『ご意見を踏まえ、準備書では岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分について準備書 3-139 頁に記載しました。』とあり、表の注に、各施設の焼却処理量：岡崎市八帖クリーンセンター29,924t、岡崎市中央クリーンセンター95,404t と記載された。しかし、平成 29～令和 2 年度の焼却処理量の推移は不明なので、記載し、岡崎市分は 112,222（内八帖クリーンセンター29,924）などと、区別できるようにすることが望ましい。	ご意見を踏まえ、評価書では岡崎市八帖クリーンセンター及び岡崎市中央クリーンセンターにおける平成 29～令和 2 年度の焼却処理量の推移について記載します。

表 10.2.1(9)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
21	＊21　p172 ダイオキシン類濃度が施設南側で高い原因を 方法書への意見、現施設の維持管理状況で『配慮書への意見「西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシン類濃度が最大なので注意を」に対する見解は「ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。」p207 とあるが、環境濃度は北西の卓越風の影響を受け、令和元年度は西尾市クリーンセンター内よりも、南東側 1km 弱の瀬戸公民館のダイオキシン類の環境濃度が 0.072pg-TEQ/m3 という指摘には答えていない。施設の維持管理に問題がなかったかを検証すべきである。』に対する見解 31 は『 西尾市クリーンセンターの維持管理の状況については、方法書 166 頁に記載し、すべての項目で規制値を下回っている旨を記載しています。また、ダイオキシン類濃度は規制値に対して十分小さい値であり、施設の維持管理に問題ないものと考えます。』とありますが、これは令和 4 年度のことであり、配慮書での指摘は令和元年度です。ちなみに記載のない令和 2 年度の施設維持管理状況（ダイオキシン類濃度)は 1 号炉 0.026、2 号炉 0.0036、3 号炉 0.041ng-TEQ/m3 と大きな値があり、瀬戸公民館では 0.037pg-TEQ/m3（西尾市環境白書(令和 2 年度の状況）p6）と高い値となっています。施設維持管理状況（ダイオキシン類濃度）と、瀬戸公民館の環境濃度を、2015(平成 27)年度からの経年変化を 2022(令和 4)年度で一覧表にして検討してください。	気象条件等により変動はありますが、いずれの値も規制値を下回っていることから、問題ないと考えております。 なお、西尾市クリーンセンターの維持管理状況（ダイオキシン類）及び瀬戸公民館における 2015 年度から 2022 年度からの経年変化は下図に示すとおりです。 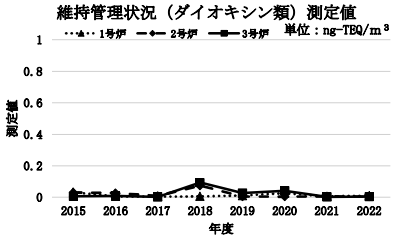 出典：「平成 27 年度（2015 年度）～令和 4 年度（2022 年度）西尾市クリーンセンターの維持管理の状況に関する記録」（西尾市） 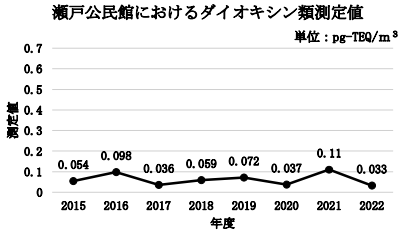 出典：「平成 28 年度～令和 5 年度環境報告書」（西尾市　平成 29 年～令和 6 年）
第 5 章　方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解		
22	＊22　p243 振動評価の手法は振動の感覚閾値 方法書への意見『…施設稼働の評価は「基準等と整合が図られているかどうか」として、規制基準及び「振動の感覚閾値」p243 が記載してあるが、建設機械の稼働 p242 では規制基準だけであり、道路交通振動 p245 では道路交通振動の要請限度だけである。同じ振動の評価なので、施設稼働で用いる「振動の感覚閾値」を全て用いるべきである。』に対する見解 54 は『規制基準が定められている建設機械の稼働の予測結果については規制基準との比較を行いました。規制基準の定めのない道路交通振動の予測結果については要請限度及び振動の感覚閾値との比較を行い、準備書 8-3-14、37 頁に記載しました。』とあります。しかし、この説明は、同じ振動を評価するのに、施設稼働だけ、規制基準で評価するのは常識に反します。現に、環境影響の回避・低減に係る評価:機械等の<u>稼働に伴う振動レベル</u>は、振動の大きい設備機器は防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置することなどにより、<u>振動感覚閾値以下の値となり</u>」p527 と評価しています。	「振動感覚閾値」については、基準値等として明確に示されている値ではないことから、規制基準が定められているものについては、規制基準との比較を行っています。

表 10.2.1(10)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
第８章　環境影響の調査、予測及び評価		
8.1　大気質		
23	＊23　p366、p395 プルーム中心軸の補正を行ったが供用時のばい煙だけ 方法書への意見『南側山地のため、ばい煙の排出だけ、プルーム中心軸の補正を行なったが、資材等の搬入及び搬出、廃棄物等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等は、単純に「プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、１時間値の予測」とあるだけだが、なぜ同じ大気予測なのに予測方法が異なるのか。』に対する見解 50 は『煙突排ガスとは排出源高さや影響範囲が異なり、対象事業実施区域南側の地形による影響は受けないと考えられることから、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の捕正による地形を考慮した予測は行っておりません。』ですが、排出源が低いほど、地形の影響は大きくでるのではありませんか。例えば、資料 2-11 では、「評価点の標高が煙源位置の地形標高より高い場合は、それら標高の差分だけプルーム中心軸の高さを減少させる。」p432 とあり、CRSTER モデルの有効煙突高 He＝He0-Rn となり、建設機械の場合 He0=5(m)　p382 であり、プルーム中心軸の捕正量は 0～-20(m)となり p425、補正後の標高 Rn は-5～-15(m)のため、「He0-Rn<10 の場合、He＝10」を適用すればいいのではないですか。	工事の実施に伴う資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、施設の供用に伴う廃棄物等の搬入及び搬出については、煙突排ガスとは排出源高さや影響範囲が異なり、排出源位置近傍で影響が大きくなっています。このため、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測は行っておりません。
24	＊24　p397 プルーム中心軸の補正を行った 方法書への意見『0 配慮書への意見「共通 21　大気質の予測手法プルーム・パフ式では、地形変化に対応できない」に対する見解は「３次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。　…7 大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」p210 とあるが、…　NOx、SPM の予測について、＜施設の供用＞ばい煙の排出の予測の基本的な手法だけが、「プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（昭和 61 年 厚生省)」を参考とした CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。」p231 とあるが、こうした変化を見解でも正確に記載すべきである。』に対する見解 39 は『 …準備書において 8-1- 72～81 頁に記載のとおり地形の影響を考慮した予測を行いました。』でした。 通常の平坦地に適用する、プルーム・パフ式では実施区域南側に丘稜が存在することから、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行ったことは評価できる。ただし、この手法が正しそうだという検証が全くされていないことは課題として残ります。 また、瀬戸公民館での寄与濃度を、通常のプルーム・パフ式と、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正を行った場合でどう変化するかを示してください。	CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形影響を考慮する方法については、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」(昭和 61 年　(社) 全国都市清掃会議) に示されるものであり、適切な予測方法であると考えております。また、今回、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による予測を行った項目については、通常のプルーム・パフ式による予測は行っておりません。

表 10.2.1(11)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
25	＊25　p397 大気予測（1時間値）は補正は行ったのか 1時間値については、・大気安定度不安定時 ・上層逆転時 ・接地逆転層崩壊時 ・ダウンウォッシュ時 ・ダウンドラフト時の気象条件を対象に予測してますが、このうち「大気安定度不安定時については、対象事業実施区域南側に丘稜が存在することから、 地形を考慮したプルーム中心軸の補正を行った。」とありますが、ダウンウォッシュ時とダウンドラフト時の「拡散計算式は、「ｉ、大気安定度不安定時」と同様とした。」p401、p402 とプルーム中心軸の補正を行っていますが、上層逆転時 ・接地逆転層崩壊時では補正を行わなかった理由を記載してください。	CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正については、特殊な気象条件を想定した大気質の1時間値のすべての予測ケースに適用できるものではありません。1時間値の予測ケースのうち、大気安定度不安定時については、通常のプルーム式による拡散予測を基本としたものであり適用可能ですが、他の予測ケース（上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時）については、逆転層による煙の反射や排ガスに対する強い横風等を考慮した予測であり、プルーム中心軸の補正を同様に適用することができません。
26	＊26　p422 大気の搬出入調査・予測地点は計画地に直結する道路追加を 方法書への意見『大気の搬出入調査・予測の 4 地点は、①、③、④県道宮迫今川線、②主要地方道西尾吉良線となっているが p233、計画地に直結する市道瀬門 143 号線、市道瀬門 50 号線を追加する必要がある。特に、市道瀬門 143 号線の西端は。余熱を提供しているホワイトウエブ 21（温水プールを主とした総合型レジャー施設）の屋外プールに沿っており、その沿線の大気環境悪化は見過ごせない。また、市道瀬門 50 号線の東端は喫茶 Reigen が立地しており、新しく追加される岡崎方面からの収集運搬経路にあたるため、大気環境悪化の状況を明らかにすべきである。…』に対する見解 48 は『道路沿道の大気質の調査・予測地点については、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道において、車両が集中し住宅等の保全対象がみられる代表的な 4 地点を設定しました。なお、ご指摘いただいた追加地点について、ホワイトウェイブ 21 については不特定の利用者が散発的に利用する施設であること、また、喫茶店は西尾吉良線に 面した立地であることから方法書で示した地点で問題ないものと考えております。』であり、対象道路を追加したことは評価できるが、追加地点を採用しない理由は、理由にはなっていない。	道路沿道の大気質の調査・予測地点については、準備書 7-34 頁に示すとおり、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道において、車両が集中し住宅等の保全対象がみられる代表的な 4 地点を設定しており、ご意見いただいた地点も含めて、対象事業実施区域周辺の状況を把握できているものと考えております。 なお、沿道大気質の現地調査結果は、調査を行った 4 地点はいずれも同程度の値となっています。

表 10.2.1(12)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
27	＊27　p423　廃棄物運搬車両による大気予測は増加台数だけ 廃棄物運搬車両による大気予測は「新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに設定し、大型車 92 台/日（往復）とした。」とあるが、現在搬入している西尾市の大型車、小型車を加えて、廃棄物運搬車両からの大気汚染を予測すべきです。 現に、地球温暖化では、廃棄物運搬車両等の走行として「西尾市大型車 32,803、小型車 139,355、岡崎市大型車 9,430、幸田町大型車 1,700、台/年」p740 と、合計して予測しています。ただし、西尾市は実績等をもとに推計、岡崎市及び幸田町の車両台数（延台数）は、搬入予定台数と、水準の異なる数値ではありますが。 なお、騒音、振動の廃棄物運搬車両等の予測は「新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに設定し、大型車 92 台/日（往復）とした。」,p475,p522 とあるのも増加する車両だけではなく、廃棄物運搬車両全体からの予測をすべきです。 表 8.15.15　活動量の推計　準備書 p740 活動区分：廃棄物運搬車両等の走行 西尾市 大型車 延台数(注1) 32,803（台/年） 走行距離(注2) 8（km/台） 燃料 6.28（km/L） 41,787（L/年） 西尾市 小型車 139,355（台/年） 8（km/台） 10.10（km/L） 110,380（L/年） 岡崎市 大型車 9,430（台/年） 38（km/台） 6.28（km/L） 57,061（L/年） 岡崎市 小型車 － － － － 幸田町 大型車 1,700（台/年） 22（km/台） 6.28（km/L） 5,955（L/年） 幸田町 小型車 － － － － （燃料使用量） 注 1）西尾市の車両台数（延台数）は、西尾市クリーンセンターでの実績等をもとに推計した台数より設定。また、岡崎市及び幸田町の車両台数（延台数）は、搬入予定台数を基に設定。	大気質、騒音、振動については現況の調査結果を基に、増加する車両台数の影響分を加えることで将来の予測を行っています。このため、現在搬入している西尾市の大型車、小型車の影響については、現況の調査結果に含まれているものと考えております。 なお、温室効果ガスの予測については、現況の値を基に増加分の影響を加味する大気質等とは予測方法が異なり、将来の車両台数に温室効果ガス排出係数を乗じて算出しております。
	8.2　騒音及び超低周波音	
28	＊28　p443 道路交通騒音の調査は、舗装種類と縦断勾配も 方法書への意見『道路交通騒音の…予測の基本的な手法…ASJ RTN-Model 2018（日本音響学会式）…とあるため、舗装種類と縦断勾配も現地調査に追加すべきである。「十分長い上り勾配の道路を走行する大型車類にのみ適用」する縦断勾配も調査が必要である。』に対する見解 53 は『道路交通騒音の調査においては、舗装種類や道路の勾配の状況についても適切に把握しました。調査対象道路の状況は 準備書 8-2-9 頁に記載しました。』ですが、舗装種類だけはありますが、道路の勾配については記載してありません。	現地調査を行った地点はいずれも平坦な道路であり、十分長い上り勾配の道路ではありません。ご意見を踏まえ、評価書ではその旨を記載することとします。

表 10.2.1(13)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
29	＊29　p458　建設機械の騒音予測は敷地境界に近い場合を 方法書への意見『「…騒音・振動の場合は、距離減衰により遠くの発生源はほとんど関係なく、大きな発生源が敷地境界に近い場合に規制基準さえ超えることが多い。このため、工事工程（解体、土木・建築、プラント設備、外構）ごとに、…それぞれについて最悪ケースの予測をすべきである。』に対する見解 51 は『 建設機械の稼働に伴う騒音の予測については、ご意見も踏まえ、影響の大きくなる時期を考慮の上、適切に予測・評価 を実施しました。建設機械の稼働に伴う 騒音の予測結果は、準備書 8-2-23 頁に記載しました。』とありますが最大レベル地点で 76dB は本当ですか。 準備書 p456 建設機械の配置図が正しいとして、最大パワー117dB のクローラクレーン 1 台だけでも試算すると、北側敷地へ 20m、仮囲い（高さ３m）を敷地内側 0.5m、予測位置の高さが 1.2m とすると、建設機械は地上 1.5m p455 で、回折効果は周波数により異なるが、地上 1.2m でもせいぜい 6dB です。 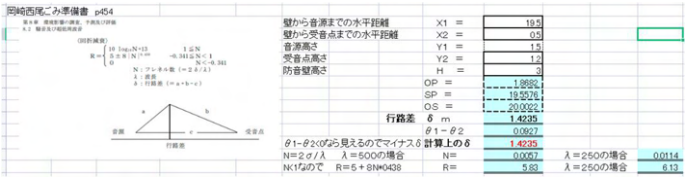 Ｌｉ＝Ｌｗ －８－20 log10ｒ－Ｒ p453 より、 L＝117-8-20log20-6=77　(log20=log10+log2=1.3)となり、クローラクレーン 1 台だけで 77dB となって、予測値の最大の 76dB を超えてしまいます。環境影響評価審査会で十分検討してください。	建設機械の騒音の予測については、ご意見のとおり回折効果は周波数により異なり、お示しいただいた計算式のうち、λ（ラムダ）は波長であるため 500Hz の場合のλは 0.68（m）となります。このためフレネル数 N は 1 以上となり、回折減衰量 R の計算式は「$10\log_{10}N+13$」が適用され、この時の回折減衰量は約 19 デシベルとなります。このように各周波数ごとに減衰量を求めて合成して予測を行った結果、敷地境界の騒音レベルの最大値は 76 デシベルになるものと予測しています。
30	＊30　p459　騒音レベル最大値を 90％レンジ上端値にはどのようにしたのか 予測事項として「施設からの騒音（騒音レベルの 90％レンジ上端値(LA5))」p459 とありますが、予測方法は「各仮想点音源から到達する騒音レベルを次式により合成し、予測値を算出した。」p463 と、最大値までしか示していない。最大値を 90%レンジ上端値にするにはどのようにしたのですか。	施設の稼働の騒音の予測については、プラントメーカーへのヒアリング結果をもとにしており、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる騒音レベルを設定し、その予測結果を 90％レンジ上端値の値として規制基準との比較を行っています。

表 10.2.1(14)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
	8.3　振動	
31	＊31　p500～528　道路交通振動は、振動感覚閾値で評価をした 方法書への意見『配慮書への意見「共通 16　道路交通振動の評価は要請限度では不十分」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、令和元年度における道路交通振動調査の結果は、要請限度との対比による評価とともに、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値（55 デシベル）を下回っている旨の記載を追記しました。」p209 とあるが…豊橋田原ごみ処理施設整備事業（変更準備書 2021 年 10 月 p622）のように、評価の手法として用いるべきである。』に対する見解 34 は『道路交通振動の評価基準・目標について、道路交通振動の要請限度としておりますが、振動感覚閾値との比較についても準備書 8-3-14、37 頁に記載しました。』であり、納得できるものですが、最後の評価 8-3-42(p528)でも「すべての地点で要請限度を下回るとともに、人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値 55 デシベル）以下の値となる。」と記載したことを追記してください。	方法書に対する意見番号 34（準備書 5-14 頁）の見解については、準備書で既に示した内容であることから、そのままの記載とします。
32	＊32　p510　振動レベル最大値を 80％レンジ上端値にはどのようにしたのか 予測事項として「施設からの振動　（振動レベルの 80%レンジ上端値(L10)」p 508 とありますが、予測方法は「各振動源別の振動レベルの合成 」p510 と、最大値までしか示していません。最大値を 80%レンジ上端値にするにはどのようにしたのですか。	施設の稼働の騒音の予測と同様にプラントメーカーへのヒアリング結果をもとにしており、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる振動レベルを設定し、その予測結果を 80％レンジ上端値の値として規制基準との比較を行っています。
33	＊33　p525 床板を厚くするのは予測条件にすべき 機械等の稼働の環境保全措置として「振動を発生する設備機器類の床は、床板を厚くするなど、構造強度を確保する。」p525 がありますが、既に予測に反映されている環境保全措置「振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。」と同様であり、本来は予測条件にして予測結果に反映すべきものです。少なくとも、床板を厚くする設備機器は何を考えているの示してください。	施設の稼働による振動の影響について、防振ゴムの設置や防振架台又は独立基礎による設備機器の発生源対策については予測に見込んだ内容としております。床板を厚くして構造強度を確保することによる振動の伝搬対策についての具体的な内容は、今後の施設の詳細設計において検討してまいります。
	8.4　悪臭	
34	＊34　p530 施設稼働の悪臭調査は風下側を追加した 方法書への意見『…施設稼働の悪臭現地調査は「・特定悪臭物質、臭気指数：…調査地点図 p247 では、周辺の住居を代表する 2 地点が北西～北にしかない。…風下側の東南、南部にも集落は存在するので、大気と同様に風下側も調査すべきである。』に対する見解 56 は『ご意見を踏まえ、悪臭の調査地点は、対象事業実施区域の東側及び南側の地点も追加しました。』とあり、了解します。 	ご意見いただきありがとうございます。

表 10.2.1(15)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
	8.6　地盤・土壌（土壌環境）	
35	＊35　p552 土壌環境の調査地点１地点では不十分、ピットの大きさは 方法書への意見『土壌環境の調査地点１地点では不十分。深さもごみピットまで』に対する見解 47 は『土壌環境の調査地点は、ごみピットが想定される１地点とし表土の調査を行いました。ごみピット深さについては、地下水の水質調査（地下水環境基準項目及びダイオキシン類）により状況を把握しました。』とありますが、地下水質の調査結果は「地下水環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値に適合していた。」p565 かもしれませんが、土壌環境基準の溶出量は把握できても、含有量基準との関係は出てこないはずです。 また、現地調査では「地下水位は、地盤面から 2.96m～4.87 mであった」p564 なので、地表からその深さまでは結果がわかりません。せいぜい騒音予測の設備機器の配置 p465 等、予測結果 p470 等から、約 20m×15m 程度がわかるだけですが、肝心の深さはわかりません。そもそも、ごみピットが何 m2 あり、深さは何 m、容積は何 m3 かさえなく（立面図 p21）、地表土壌の１地点で、結果を出すのは無理があります。2 階からごみピットに投入するため、それほど深く掘削しないという気持ちなのですか。 さらに、土壌環境の調査結果において「自主的に実施した土壌汚染等調査では、１区画でカドミウム及びその化合物の溶出量基準超過が確認されている」p556 という状況では、「工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。」ということではなく、環境影響評価制度の中で広範な土壌調査をしていくべきではないですか。	対象事業実施区域内の土壌調査については、土壌汚染対策法等に基づく調査を別途実施しております。10ｍメッシュ格子で分割した区画数として 189 区画で調査を実施しており、それによって対象事業実施区域内の土壌の汚染の状況については把握できているものと考えております。 なお、ごみピットの容量も今後の詳細設計で検討していきますが、対象事業実施区域の地層想定断面図（準備書 8-7-5 頁）では数メートル下に岩盤が存在していることから、これを深く掘削せずにごみピットを設置することを検討しております。
	8.8　日照阻害	
36	＊36　p580 日照の評価は法規制を上回るべき 方法書への意見『…日照の評価の手法が…「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制 p258 としているが、これは最低限の値であり、これを守れなければ建築できない基準値である。』に対する見解 59 は『日照については、整合を図るべき国の基準等がないことから、参考値として建築基準法及び愛知県建築基準条例に基づく日影規制を用いました。』とありますが、地上 4m での基準を、地表面での基準にするというように、環境影響評価としての独自の目標を定めるべきです。特に、須美川北側の畑地にも、１時間以上の日影が生じるため p578 耕作者への説明、了解、何らかの補償が必要です。 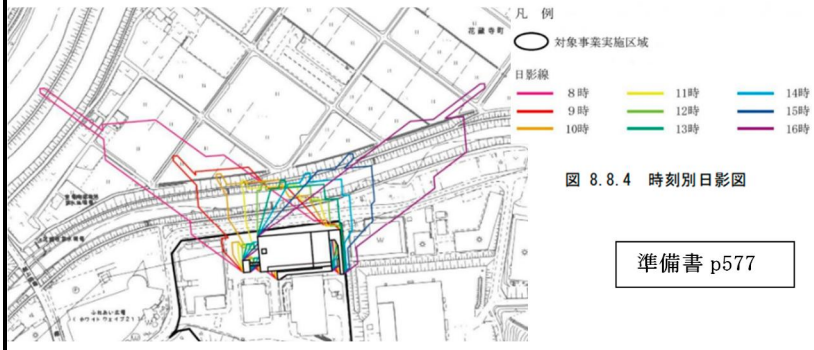 図 8.8.4　時刻別日影図 準備書 p577	日照阻害については、予測高さを平均地盤面＋４ｍとして、日影の影響が最も大きくなる冬至日における８時～16 時についての影響を予測しております。 予測の結果、日影規制を十分満足しており、春・秋分及び夏至の時期については更に日影が小さくなり、周辺の畑地も含め、周辺環境への影響は小さいものになると考えております。このため、独自の目標の設定については予定しておりません。

表 10.2.1(16)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
	8.9　動物	
37	＊37　p595 オオタカの事前調査は違法 方法書への意見『…鳥類の調査で「注２）事前踏査において、対象事業実施区域周辺でオオタカが生息及び繁殖している可能性が考えられたことから、マニュアルに基づき、１営巣期目の調査を令和４年２月から８月の期間で先行実施している。」p259 とあるが、こうした事前調査は環境影響評価法違反である。環境影響評価法第 31 条は、(対象事業の実施の制限）として「事業者は、第 27 条の規定による公告（評価書縦覧）を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」とある。方法書、準備書、評価書が確定してから、オオタカの調査を開始すべきであり、それまではこの事前調査を中止すべきである。』に対する見解 60 は『…愛知県環境影響評価条例第 25 条に、評価書の公告を行うまでは対象事業を実施してはならないとの規定がありますが、ここでいう「対象事業の実施」とは対象事業の整備に係る建設工事を指しており、「オオタカの生息状況の調査」は「対象事業の実施」に含まれません。』とありますが、「オオタカの生息状況の調査」は「対象事業の実施」に含まれません、という解釈について、県の誰に確認したのですか。それとも事業者の勝手な解釈なのですか。明文化した文書があれば示してください。 なお、猛禽類の確認例数として、令和４年、令和５年の各２～８月の調査結果が示され、「オオタカ及びチョウゲンボウ以外の種については、繁殖期を通して繁殖を示唆する行動等は確認されなかった」＝「オオタカ及びチョウゲンボウは繁殖を示唆する行動等が確認された」p595 とあるため、十分な環境保全措置が必要です。	方法書については、愛知県環境影響評価審査会において審議いただいており、知事意見において、オオタカを含む猛禽類調査時期に対する指摘等はありませんでした。 なお、愛知県環境影響評価条例第２条第１項において、「環境影響評価」とは、『事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。』と定義されております。 また、事業の実施にあたっては、準備書 8-9-40～41、8-11-21～22 頁に記載している環境保全措置を実施します。なお、オオタカについては対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれるものの、工事による改変及び施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、本事業の実施による影響はないと評価しております。また、予測対象種は準備書 8-9-25 頁に記載している重要な種等の選定基準に基づき抽出した重要種としており、チョウゲンボウは重要種として選定されなかったことから、予測対象種とはしておりません。 なお、調査・予測・評価の結果及び環境保全措置の内容については、有識者への聞き取りを行っており、聞き取り結果の概要は準備書 8-11-16 頁に記載しております。

表 10.2.1(17)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8.9　動物		
38	＊38　p593 フクロウはやっぱりいた 方法書への意見『…有識者への聞き取り結果概要で、地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、方法書以降の現地調査の際には夜間調査を実施すること。」、聞き取り実施日が異なる（別？の）地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、12 月～１月頃に夜間調査を実施し、生息状況の把握に努めること。」p260 と指摘されたのだから、調査方法には、冬季の夜間調査を明記すべきである。』に対する見解 61 は『有識者へのヒアリング結果を踏まえて、鳥類の冬季調査においてフクロウの夜間調査を実施することとし、実施内容については、準備書 7-52 頁に記載しました。』とありますが、準備書 7-52 頁に記載 p306 は「コールバック法（フクロウを対象とした夜間調査）」だけでわかりにくいです。」むしろ動物の調査方法・準備書 8-9-9　p589 の「コールバック法（日没後、あらかじめ録音した音声をＣＤプレーヤー等で流しながら、調査地域を任意に踏査し、フクロウの反応を確認した。音声の発信は、繁殖に関する攪乱を抑制するため、５分程度を２～３回、最大 20 分程度とし、反応があればすぐにとりやめた。）』のほうがいいのではないですか。	ご指摘いただきありがとうございます。第７章の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、第８章においてより詳細に記載する構成としております。
8.14　廃棄物等		
39	＊39　p725 掘削土砂の運搬台数は 方法書への意見『掘削した土壌は「極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討」では、工事中運搬車両の台数にも影響するので、方法書段階で確定するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。』に対する見解 47 後半は『工事中の運搬車両台数についても、搬出する土量も含めて設定し、準備書資料編の 1-3 頁に記載しました。』とありますが、資料編の 1-3 頁では「騒音・振動の予測時期は、資材等運搬車両等の走行が最大となる時期とした。」というだけで、「等」の中に掘削土砂運搬が含まれており、何台使用する計画かわかりません。 また、準備書では工事による残土は 15,700m3 を「適正処分する」p725 とまでは記載してありますが、それが何台になるかは説明がありません。	工事用車両台数の設定については、プラントメーカーへのヒアリング結果を基に設定しており、掘削土砂の運搬台数も含めて、工事による影響が最大となる設定としています。また、予測に用いた工事用車両台数については、準備書資料編（1-3 頁）に記載のとおりであり、台数の内訳までは記載しておりませんが、土工事の時期については、ピーク日台数で大型車 100 台を想定しています。
8.15　温室効果ガス等		
40	＊40　p738 温室効果ガス削減の程度の根拠を ストーカ式焼却方式 、シャフト炉式ガス化溶融方式 、流動床式ガス化溶融方式について「温室効果ガス削減の程度は、処理方式により 27.1～35.7％と予測する。」p738 と結論だけがあるが、それぞれの根拠を示してください。	温室効果ガスの削減の程度については、準備書 8-15-8 頁の表 8.15.13(2) に記載のとおり、発電による温室効果ガスの削減量を使用する電力等による温室効果ガスの排出量で除算することにより算出しております。

第11章　　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

第11章　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 11-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 11-1(1)　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
はじめに		
	都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。	環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に関する知事意見を十分に検討し、その結果を評価書に記載しました。 また、評価書に記載した内容に従って環境保全に万全を期します。
1　全般的事項		
（1）	事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。また、既存の西尾市クリーンセンターのごみ焼却棟の解体工事においても、同様の環境配慮事項等の実施に努めること。	事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めます。また、既存の西尾市クリーンセンターのごみ焼却棟の解体工事においても、同様の環境配慮事項等の実施に努めます。
（2）	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じることとします。
（3）	ごみ焼却施設の処理方式は、３つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響の更なる低減に努めること。	ごみ焼却施設の処理方式は、３つの処理方式の中から今後選定することとしていますが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮します。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響の更なる低減に努めます。
2　水質		
	工事中に発生する濁水やコンクリート工事の排水による水質への影響を低減するため、十分な能力を有する仮設沈砂池等を設置するとともに、維持管理を適切に行うこと。	工事中に発生する濁水やコンクリート工事の排水による水質への影響を低減するため、十分な能力を有する仮設沈砂池等を設置するとともに、維持管理を適切に行います。

表 11-1(2)　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
3　動物		
（1）	対象事業実施区域周辺においてオオタカの繁殖が確認されていることから、建設工事及び解体工事の実施に当たっては、繁殖に影響を生じさせないよう十分配慮すること。	建設工事及び解体工事の実施に当たっては、オオタカの繁殖に影響を生じさせないよう工事時期を調整する等配慮します。
（2）	対象事業実施区域内においてヒメタイコウチの生息が確認されていることから、その生息環境の保全に十分配慮するとともに、必要に応じ生息環境維持のための適切な措置を講ずること。	ヒメタイコウチの生息環境の保全に今後も十分配慮していくとともに、生息環境の悪化が確認された場合等必要に応じて生息環境維持のための適切な措置を講じます。
4　廃棄物等		
	建設工事及び解体工事中並びに供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。	建設工事及び解体工事中並びに供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理します。
5　温室効果ガス等		
	事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。	事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めます。
6　その他		
（1）	評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮し、事業計画について配慮書や方法書からの変更点について追記するなど、分かりやすい図書となるよう努めました。
（2）	事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。	事業の実施に当たっては、ホームページへの掲載や、関係市町の広報掲載等により、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応します。

第12章　　準備書から評価書への主な修正点

第12章　準備書から評価書への主な修正点

本事業の準備書についての愛知県知事の意見等を勘案して、準備書の記載事項について検討を加え、評価書において行った修正等は以下に示すとおりである。

準備書と評価書の内容の対比に配慮して、準備書に記載した内容を左頁に、評価書に記載した内容を右頁にとりまとめ、修正等を行った箇所のみの記載とした。

なお、環境要素ごとの調査、予測及び評価結果（第９章　総合評価）については、第８章の修正を踏まえ修正した。

また、表現の適正化及び誤字、脱字等の修正については適宜行った。

準備書頁	準備書
第７章　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
7.2　環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由	
268	

表 7.2.4(3)　環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分 ＼ 区分			処理方式：ストーカ式焼却方式	処理方式：シャフト炉式ガス化溶融方式	処理方式：流動床式ガス化溶融方式	選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の供用	ばい煙の排出注)	○	○	－	処理方式によって廃棄物の種類及び量は異なるため、処理方式ごととする。
		機械等の稼働注)	○	○	－	
温室効果ガス等	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等	○			
	施設の供用	ばい煙の排出	○			処理する廃棄物の質、量はいずれの処理方式でも同様であることから、特定の処理方式を対象としない。
		機械等の稼働	○	○	○	処理方式によって温室効果ガスの発生量は異なるため、処理方式ごととする。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。

注）メーカーヒアリングによる回答を得られた処理方式を対象とした。

評価書頁	評価書
第７章　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
7.2　環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由	
268	

表 7.2.4(3)　環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分 ＼ 区分			処理方式：ストーカ式焼却方式	処理方式：シャフト炉式ガス化溶融方式	処理方式：流動床式ガス化溶融方式	選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の供用	ばい煙の排出	○	○	○	処理方式によって廃棄物の種類及び量は異なるため、処理方式ごととする。
		機械等の稼働	○	○	○	
温室効果ガス等	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等	○			
	施設の供用	ばい煙の排出	○			処理する廃棄物の質、量はいずれの処理方式でも同様であることから、特定の処理方式を対象としない。
		機械等の稼働	○	○	○	処理方式によって温室効果ガスの発生量は異なるため、処理方式ごととする。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。

準備書頁	準備書
第８章　環境影響の調査、予測及び評価	
8.4　悪臭	

531

表 8.4.4(1)　悪臭調査結果（梅雨期）

項　目		単位	地点１（風上）	地点２（風下）	地点３	地点４	地点５	地点６	（参考）規制基準注１）
気象の状況	天　候	－	晴	晴	晴	晴	晴	晴	－
	風　向	－	北西	北西	北	北北西	南西	南西	－
	風　速	m/秒	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	－
	気　温	℃	33.0	33.3	33	33.1	31.3	33.1	－
	湿　度	%	65	65	65	63	70	63	－
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	5
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	－	－	－	－	0.01
	硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	－	－	－	－	0.2
	硫化メチル	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.2
	二硫化メチル	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	－	－	－	－	0.1
	トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	－	－	－	－	0.07
	アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	－	－	－	－	0.5
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	－	－	－	－	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	－	－	－	－	0.08
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	－	－	－	－	0.2
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	－	－	－	－	0.05
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	－	0.01
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	－	－	－	－	20
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	20
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	6
	トルエン	ppm	1 未満	1 未満	－	－	－	－	60
	スチレン	ppm	0.03 未満	0.03 未満	－	－	－	－	2
	キシレン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	5
	プロピオン酸	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	－	0.2
	ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.006
	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	－	－	－	－	0.004
	イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.01
臭気指数		－	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	18
臭　質		－	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	－

注１）対象事業実施区域がある西尾市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として規制対象である臭気指数と同様の第３種地域の規制基準を記載している。
注２）表中「○○未満」は、検査方法の定量下限値未満の値であることを示す。

評価書頁	評価書
第８章　環境影響の調査、予測及び評価	
8.4　悪臭	
531	

表 8.4.4(1)　悪臭調査結果（梅雨期）

項　目		単位	地点１（風上）	地点２（風下）	地点３	地点４	地点５	地点６	（参考）規制基準注１）
気象の状況	採取時刻	－	11:10	11:50	10:55	10:40	10:00	10:20	－
	天　候	－	晴	晴	晴	晴	晴	晴	－
	風　向	－	北西	北西	北	北北西	南西	南西	－
	風　速	m/秒	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	－
	気　温	℃	33.0	33.3	33	33.1	31.3	33.1	－
	湿　度	%	65	65	65	63	70	63	－
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	5
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	－	－	－	－	0.01
	硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	－	－	－	－	0.2
	硫化メチル	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.2
	二硫化メチル	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	－	－	－	－	0.1
	トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	－	－	－	－	0.07
	アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	－	－	－	－	0.5
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	－	－	－	－	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	－	－	－	－	0.08
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	－	－	－	－	0.2
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	－	－	－	－	0.05
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	－	0.01
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	－	－	－	－	20
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	20
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	6
	トルエン	ppm	1 未満	1 未満	－	－	－	－	60
	スチレン	ppm	0.03 未満	0.03 未満	－	－	－	－	2
	キシレン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	5
	プロピオン酸	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	－	0.2
	ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.006
	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	－	－	－	－	0.004
	イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.01
臭気指数		－	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	18
臭　質		－	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	－

注１）対象事業実施区域がある西尾市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として規制対象である臭気指数と同様の第３種地域の規制基準を記載している。
注２）表中「○○未満」は、検査方法の定量下限値未満の値であることを示す。

準備書頁	準備書
8.4　悪臭	
532	

表 8.4.4(2)　悪臭調査結果（夏季）

項　目		単位	地点１（風下）	地点２（風上）	地点３	地点４	地点５	地点６	（参考）規制基準注１）
気象の状況	天　候	－	晴	晴	晴	晴	晴	晴	－
	風　向	－	南東	南東	東	不定	不定	不定	－
	風　速	m/秒	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	－
	気　温	℃	32.0	32.2	32.0	31.6	30.8	31.0	－
	湿　度	%	81	81	81	82	80	81	－
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	5
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	－	－	－	－	0.01
	硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	－	－	－	－	0.2
	硫化メチル	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.2
	二硫化メチル	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	－	－	－	－	0.1
	トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	－	－	－	－	0.07
	アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	－	－	－	－	0.5
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	－	－	－	－	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	－	－	－	－	0.08
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	－	－	－	－	0.2
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	－	－	－	－	0.05
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	－	0.01
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	－	－	－	－	20
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	20
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	6
	トルエン	ppm	1 未満	1 未満	－	－	－	－	60
	スチレン	ppm	0.03 未満	0.03 未満	－	－	－	－	2
	キシレン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	5
	プロピオン酸	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	－	0.2
	ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.006
	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	－	－	－	－	0.004
	イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.01
臭気指数		－	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	18
臭　質		－	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	焼成臭	－

注１）対象事業実施区域がある西尾市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として規制対象である臭気指数と同様の第３種地域の規制基準を記載している。
注２）表中「○○未満」は、検査方法の定量下限値未満の値であることを示す。

評価書頁	評価書
8.4　悪臭	
532	

表 8.4.4(2)　悪臭調査結果（夏季）

項　目		単位	地点１（風下）	地点２（風上）	地点３	地点４	地点５	地点６	（参考）規制基準注１）
気象の状況	採取時刻	－	11:10	10:40	10:28	10:15	9:45	9:58	－
	天　候	－	晴	晴	晴	晴	晴	晴	－
	風　向	－	南東	南東	東	不定	不定	不定	－
	風　速	m/秒	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	－
	気　温	℃	32.0	32.2	32.0	31.6	30.8	31.0	－
	湿　度	%	81	81	81	82	80	81	－
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	5
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	－	－	－	－	0.01
	硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	－	－	－	－	0.2
	硫化メチル	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.2
	二硫化メチル	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	－	－	－	－	0.1
	トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	－	－	－	－	0.07
	アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	－	－	－	－	0.5
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	－	－	－	－	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	－	－	－	－	0.08
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	－	－	－	－	0.2
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	－	－	－	－	0.05
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	－	0.01
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	－	－	－	－	20
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	20
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	6
	トルエン	ppm	1 未満	1 未満	－	－	－	－	60
	スチレン	ppm	0.03 未満	0.03 未満	－	－	－	－	2
	キシレン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	－	－	－	－	5
	プロピオン酸	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	－	0.2
	ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.006
	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	－	－	－	－	0.004
	イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	－	－	－	－	0.01
臭気指数		－	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	18
臭　質		－	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	焼成臭	－

注１）対象事業実施区域がある西尾市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として規制対象である臭気指数と同様の第３種地域の規制基準を記載している。
注２）表中「○○未満」は、検査方法の定量下限値未満の値であることを示す。

準備書頁	準備書
8.4　悪臭	
533	

表 8.4.4(3)　悪臭調査結果（冬季）

項　目		単位	地点 1（風上）	地点 2（風下）	（参考）規制基準注 1）
気象の状況	天　　候	－	晴	晴	－
	風　　向	－	北西	北西	－
	風　　速	m/秒	1 未満	1 未満	－
	気　　温	℃	10.8	11.2	－
	湿　　度	%	47	48	－
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	5
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.01
	硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.2
	硫化メチル	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.2
	二硫化メチル	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.1
	トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.07
	アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.5
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.08
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.2
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.05
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.01
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	20
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	20
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	6
	トルエン	ppm	1 未満	1 未満	60
	スチレン	ppm	0.03 未満	0.03 未満	2
	キシレン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	5
	プロピオン酸	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.2
	ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.006
	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	0.004
	イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.01
臭気指数		－	10 未満	10 未満	18
臭　　質		－	無臭	無臭	－

注 1）対象事業実施区域がある西尾市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として規制対象である臭気指数と同様の第 3 種地域の規制基準を記載している。
注 2）表中「○○未満」は、検査方法の定量下限値未満の値であることを示す。

評価書頁	評価書
8.4　悪臭	
533	

表 8.4.4(3)　悪臭調査結果（冬季）

項　目		単位	地点１（風上）	地点２（風下）	（参考）規制基準注１）
気象の状況	採取時刻	－	9:56	10:51	－
	天　　候	－	晴	晴	－
	風　　向	－	北西	北西	－
	風　　速	m/秒	1 未満	1 未満	－
	気　　温	℃	10.8	11.2	－
	湿　　度	%	47	48	－
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	5
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.01
	硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.2
	硫化メチル	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.2
	二硫化メチル	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.1
	トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.07
	アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.5
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.08
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.2
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.05
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.01
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	20
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	20
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	6
	トルエン	ppm	1 未満	1 未満	60
	スチレン	ppm	0.03 未満	0.03 未満	2
	キシレン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	5
	プロピオン酸	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.2
	ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.006
	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	0.004
	イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.01
臭気指数		－	10 未満	10 未満	18
臭　　質		－	無臭	無臭	－

注１）対象事業実施区域がある西尾市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として規制対象である臭気指数と同様の第３種地域の規制基準を記載している。
注２）表中「○○未満」は、検査方法の定量下限値未満の値であることを示す。

準備書頁	準備書
8.9　動物	
621	表8.9.39(2)　環境保全措置（掘削・盛土等の土工）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。	事業者	水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。	事業者	水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。	事業者	水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。	事業者	水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。	事業者	ヒメタイコウチへの影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。

621	表8.9.40　環境保全措置（施設の存在）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。	事業者	動物全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED 等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	動物全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。	事業者	ヒメタイコウチへの影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。

評価書頁	評価書
8.9　動物	
621	表 8.9.39(2)　環境保全措置（掘削・盛土等の土工）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。	事業者	水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。	事業者	水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。	事業者	水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。	事業者	水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。	事業者	ヒメタイコウチへの影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。

評価書頁	評価書
621	表8.9.40　環境保全措置（施設の存在）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。	事業者	動物全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED 等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	動物全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。	事業者	ヒメタイコウチへの影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。

準備書頁	準備書
8.11　生態系	

674

表 8.11.13(2)　環境保全措置（掘削・盛土等の土工）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。	事業者	水域・水辺に依存する注目種等への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。	事業者	水域・水辺に依存する注目種等への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。	事業者	水域・水辺に依存する注目種等への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。	事業者	水域・水辺に依存する注目種等への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。	事業者	ヒメタイコウチへの影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。

675

表 8.11.14　環境保全措置（地形改変並びに施設の存在）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。	事業者	注目種等全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED 等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	注目種等全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
本事業の緑地における植栽樹種等には、対象事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。	事業者	注目種等全般への影響の低減及び緑化率の向上が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。	事業者	注目種等全般への影響の低減及び生息環境の向上が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
可能な範囲で駐車場等の緑化等、緑化率の向上に努める。	事業者	注目種等全般への影響の低減及び緑化率の向上が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。	事業者	ヒメタイコウチへの影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。

評価書頁	評価書
8.11　生態系	
674	表 8.11.13(2)　環境保全措置（掘削・盛土等の土工）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。	事業者	水域・水辺に依存する注目種等への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。	事業者	水域・水辺に依存する注目種等への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。	事業者	水域・水辺に依存する注目種等への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。	事業者	水域・水辺に依存する注目種等への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。	事業者	ヒメタイコウチへの影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。

675

表 8.11.14　環境保全措置（地形改変並びに施設の存在）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。	事業者	注目種等全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED 等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	注目種等全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
本事業の緑地における植栽樹種等には、対象事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。	事業者	注目種等全般への影響の低減及び緑化率の向上が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。	事業者	注目種等全般への影響の低減及び生息環境の向上が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
可能な範囲で駐車場等の緑化等、緑化率の向上に努める。	事業者	注目種等全般への影響の低減及び緑化率の向上が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。	事業者	ヒメタイコウチへの影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.14　廃棄物等</td></tr>
<tr><td>727</td><td>②　予測対象とした処理方式
廃棄物等の種類及び量は処理方式により異なるため、ストーカ式焼却方式及びシャフト炉式ガス化溶融方式を予測対象とした。</td></tr>
<tr><td>727</td><td>(2) 予測結果
廃棄物の発生量及び処理方法は表 8.14.5に示すとおりである。
廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、焼却飛灰、溶融スラグ及び溶融メタル等は可能な限り資源化に努める計画である。

表 8.14.5　施設の供用に伴う廃棄物の発生量及び処理方法
単位：t/年
<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="2">年間発生量</th><th rowspan="2">処理方法</th></tr>
<tr><th>ストーカ式
焼却方式</th><th>シャフト炉式
ガス化溶融方式</th></tr>
<tr><td>焼却灰</td><td>11,461</td><td>－</td><td>資源化（土木資材、セメント原料等）</td></tr>
<tr><td>焼却飛灰</td><td>6,716</td><td>－</td><td>埋立処分</td></tr>
<tr><td>溶融飛灰</td><td>－</td><td>3,833</td><td>埋立処分</td></tr>
<tr><td>溶融スラグ</td><td>－</td><td>8,943</td><td>資源化（土木用資材等）</td></tr>
<tr><td>溶融メタル</td><td>－</td><td>986</td><td>資源化（非鉄精錬還元剤、製鉄原料、カウンターウェイト等）</td></tr>
</table>
注）発生量はメーカーヒアリング結果を基に推定した。なお、メーカーヒアリングによる回答を得られたストーカ式焼却方式及びシャフト炉式ガス化溶融方式を予測対象とした。</td></tr>
<tr><td>729</td><td>**表 8.14.7　環境保全措置（施設の供用）**
<table>
<tr><th>処理方式</th><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ストーカ式焼却方式</td><td>焼却主灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。</td><td>事業者</td><td>発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>焼却主灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。</td><td>事業者</td><td>発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">シャフト炉式ガス化溶融方式</td><td>溶融スラグは、土木用資材等として有効利用する。</td><td>事業者</td><td>発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>溶融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非鉄精錬還元剤及び製鉄原料として有効利用する。</td><td>事業者</td><td>発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>溶融飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。</td><td>事業者</td><td>発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
8.14　廃棄物等	
727	②　予測対象とした処理方式 　廃棄物等の種類及び量は処理方式により異なるため、ストーカ式焼却方式、シャフト炉式ガス化溶融方式及び流動床式ガス化溶融方式を予測対象とした。
727	(2)　予測結果 　廃棄物の発生量及び処理方法は表 8.14.5に示すとおりである。 　廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、溶融スラグ、溶融メタル及び金属類は可能な限り資源化に努める計画である。

表 8.14.5　施設の供用に伴う廃棄物の発生量及び処理方法

単位：t/年

区　分	年間発生量			処理方法
	ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	
焼却灰	11,461	－	－	資源化（土木資材、セメント原料等）
焼却飛灰	6,716	－	－	埋立処分
溶融飛灰	－	3,833	3,814	埋立処分
溶融スラグ	－	8,943	6,811	資源化（土木用資材等）
溶融メタル	－	986	－	資源化（非鉄精錬還元剤、製鉄原料、カウンターウェイト等）
金属類	－	－	319	有価資源化
溶融不適物	－	－	258	埋立処分

729

表 8.14.7　環境保全措置（施設の供用）

処理方式	環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
ストーカ式焼却方式	焼却主灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。	事業者	発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
	焼却主灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。	事業者	発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
ガス化溶融方式	溶融スラグは、土木用資材等として有効利用する。	事業者	発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
	溶融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非鉄精錬還元剤及び製鉄原料として有効利用する。	事業者	発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
	溶融飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。	事業者	発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">第９章　総合評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">9.1　環境要素ごとの調査、予測及び評価結果</td></tr>
<tr><td>770</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">評　　価</th></tr>
<tr><td>１）工事の実施
①　環境保全措置
＜建設機械の稼働等＞
・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。
＜掘削・盛土等の土工＞
・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。
・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。
・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。
・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。
・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。</td><td>②　環境影響の回避・低減に係る評価
重要な動物等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。
対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。
対象事業実施区域外で繁殖していると考えられるフクロウ及びコオイムシ、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖していると考えられるニホンイシガメを含むその他の予測対象種については、対象事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、主要な生息環境は対象事業実施区域外でも確認されており、これらは改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。
さらに、環境保全措置を実施することから、重要な動物等に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>771</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">評　　価</th></tr>
<tr><td>２）施設の存在
①　環境保全措置
・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。
・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。
・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。</td><td>②　環境影響の回避・低減に係る評価
重要な動物等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。
対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。
オオタカ及びヒメタイコウチ以外の予測対象種については、対象事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、主要な生息環境は対象事業実施区域外でも確認され、施設の存在に伴う生息環境の変化はない。また、施設の上空又は周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。さらに、環境保全措置を実施することから、重要な動物等に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">第９章　総合評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">9.1　環境要素ごとの調査、予測及び評価結果</td></tr>
<tr><td>770</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">評　　価</th></tr>
<tr><td>１）工事の実施
①　環境保全措置
＜建設機械の稼働等＞
・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。
＜掘削・盛土等の土工＞
・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。
・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。
・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。
・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。
・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。</td><td>②　環境影響の回避・低減に係る評価
重要な動物等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。
対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。
対象事業実施区域外で繁殖していると考えられるフクロウ及びコオイムシ、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖していると考えられるニホンイシガメを含むその他の予測対象種については、対象事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、主要な生息環境は対象事業実施区域外でも確認されており、これらは改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。
さらに、環境保全措置を実施することから、重要な動物等に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>771</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">評　　価</th></tr>
<tr><td>２）施設の存在
①　環境保全措置
・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。
・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。
・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。</td><td>②　環境影響の回避・低減に係る評価
重要な動物等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。
対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。
オオタカ及びヒメタイコウチ以外の予測対象種については、対象事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、主要な生息環境は対象事業実施区域外でも確認され、施設の存在に伴う生息環境の変化はない。また、施設の上空又は周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。さらに、環境保全措置を実施することから、重要な動物等に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

準備書頁	準備書
9.1　環境要素ごとの調査、予測及び評価結果	
775	評　　価 1）工事の実施 ① 環境保全措置 ＜建設機械の稼働等＞ ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 ・工事事業者へ定期的な講習・指導を行う（草地等への不用意な立ち入りや屋外へのごみ捨て禁止等について工事従事者に指導する）。 ＜掘削・盛土等の土工＞ ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 ・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 注目種等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいと判断する。 対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいと判断する。 オオタカ及びヒメタイコウチ以外の注目種等については、対象事業実施区域を生息環境又は生育環境として利用している種等がいるものの、工事の実施により主要な利用範囲又は生育環境は改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。 2）施設の存在 ① 環境保全措置 ・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 ・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 ・本事業の緑地における植栽樹種等には、対象事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。 ・民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。 ・可能な範囲で駐車場等の緑化等、緑化率の向上に努める。 ・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 注目種等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。 対象事業実施区域内で確認されたヒメタイコウチについては、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。 オオタカ及びヒメタイコウチ以外の注目種等については、対象事業実施区域を生息環境又は生育環境として利用している種等がいるものの、主要な生息環境又は生育環境は対象事業実施区域外でも確認され、施設の存在に伴う生息環境又は生育環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

評価書頁	評価書
9.1　環境要素ごとの調査、予測及び評価結果	

775

評　　価

1）工事の実施

① 環境保全措置

＜建設機械の稼働等＞
・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。
・工事事業者へ定期的な講習・指導を行う(草地等への不用意な立ち入りや屋外へのごみ捨て禁止等について工事従事者に指導する)。
＜掘削・盛土等の土工＞
・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。
・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。
・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。
・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。
・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

注目種等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいと判断する。

対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいと判断する。

オオタカ及びヒメタイコウチ以外の注目種等については、対象事業実施区域を生息環境又は生育環境として利用している種等がいるものの、工事の実施により主要な利用範囲又は生育環境は改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

2）施設の存在

① 環境保全措置

・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。
・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。
・本事業の緑地における植栽樹種等には、対象事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。
・民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。
・可能な範囲で駐車場等の緑化等、緑化率の向上に努める。
・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努め、生息環境の悪化が確認された場合は有識者ヒアリングを実施した上で生息環境維持のための適切な処置を講じる。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

注目種等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。

対象事業実施区域内で確認されたヒメタイコウチについては、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。

オオタカ及びヒメタイコウチ以外の注目種等については、対象事業実施区域を生息環境又は生育環境として利用している種等がいるものの、主要な生息環境又は生育環境は対象事業実施区域外でも確認され、施設の存在に伴う生息環境又は生育環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

準備書頁	準備書
9.1　環境要素ごとの調査、予測及び評価結果	

781

予　　測

1）工事の実施

○残土

地下掘削等に伴う残土量は約15,700m³と予測する。発生土は、場内の埋戻し土として再利用を図り、残土については、適正処分する計画である。

○建設工事に伴う副産物

副産物の発生量は以下に示すとおりである。

主な副産物として廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類等が発生すると予測する。これらの副産物については、本事業の建設工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事となることから、同法に基づく「あいち建設リサイクル指針」を踏まえて、分別の徹底を図り、表中に示す方法で可能な限り資源化を行うものとする。なお、処理方法が埋立処分となっている副産物についても、できる限り資源化が図れるよう努める。

副産物発生量

区　分		解体工事発生量	建設工事発生量	合計
廃プラスチック類		12.2t	30.8t	43.0t
木くず		65.0t	68.6t	133.6t
紙くず		－	22.4t	22.4t
繊維くず		－	39.2t	39.2t
金属くず		2,393.2t	29.4t	2,422.6t
ガラス及び陶磁器くず		491.6t	18.2t	509.8t
がれき類	コンクリート破片	3,180.1t	126.0t	3,306.1t
	アスファルト・コンクリート破片	－	32.2t	32.2t
混合廃棄物		29.9t	117.6t	147.5t
合計		6,172.0t	484.4t	6,656.4t
建設汚泥		－	3,500m³	3,500m³

2）施設の供用

廃棄物の発生量は以下に示すとおりである。廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、焼却飛灰、溶融スラグ及び溶融メタル等は可能な限り資源化に努める計画である。

廃棄物の発生量　（単位：t/年）

区　分	年間発生量	
	ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式
焼却灰	11,461	－
焼却飛灰	6,716	－
溶融飛灰	－	3,833
溶融スラグ	－	8,943
溶融メタル	－	986

評　　価

1）工事の実施

① 環境保全措置

・可能な限り再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
・再生砕石の使用等、施設建設において再生材の活用に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

工事の実施に伴う残土及び副産物については、残土は適正処分する計画であることや解体工事及び建設工事に伴って発生する建設副産物は分別の徹底を図り可能な限り再利用・資源化を行うことにより、影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避･低減が図られている。

2）施設の供用

① 環境保全措置

〈ストーカ式焼却方式〉
・焼却主灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。
・焼却主灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。

〈シャフト炉式ガス化溶融方式〉
・溶融スラグは、土木用資材等として有効利用する。
・溶融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非鉄精錬還元剤及び製鉄原料として有効利用する。
・溶融飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の供用に伴う廃棄物については、処理方式により廃棄物の種類及び発生量が異なるものの、いずれの処理方式についても可能な限り資源化に努めることから影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

評価書頁	評価書
781	9.1　環境要素ごとの調査、予測及び評価結果

予　　測

1）工事の実施

○残土

地下掘削等に伴う残土量は約15,700m³と予測する。発生土は、場内の埋戻し土として再利用を図り、残土については、適正処分する計画である。

○建設工事に伴う副産物

副産物の発生量は以下に示すとおりである。

主な副産物として廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類等が発生すると予測する。これらの副産物については、本事業の建設工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事となることから、同法に基づく「あいち建設リサイクル指針」を踏まえて、分別の徹底を図り、表中に示す方法で可能な限り資源化を行うものとする。なお、処理方法が埋立処分となっている副産物についても、できる限り資源化が図れるよう努める。

副産物発生量

区　分		解体工事発生量	建設工事発生量	合計
廃プラスチック類		12.2t	30.8t	43.0t
木くず		65.0t	68.6t	133.6t
紙くず		－	22.4t	22.4t
繊維くず		－	39.2t	39.2t
金属くず		2,393.2t	29.4t	2,422.6t
ガラス及び陶磁器くず		491.6t	18.2t	509.8t
がれき類	コンクリート破片	3,180.1t	126.0t	3,306.1t
	アスファルト・コンクリート破片	－	32.2t	32.2t
混合廃棄物		29.9t	117.6t	147.5t
合計		6,172.0t	484.4t	6,656.4t
建設汚泥		－	3,500m³	3,500m³

2）施設の供用

廃棄物の発生量は以下に示すとおりである。廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、溶融スラグ、溶融メタル及び金属類は可能な限り資源化に努める計画である。

廃棄物の発生量　（単位：t/年）

区　分	年間発生量		
	ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式
焼却灰	11,461	－	－
焼却飛灰	6,716	－	－
溶融飛灰	－	3,833	3,814
溶融スラグ	－	8,943	6,811
溶融メタル	－	986	－
金属類	－	－	319
溶融不適物	－	－	258

評　　価

1）工事の実施

① 環境保全措置

・可能な限り再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
・再生砕石の使用等、施設建設において再生材の活用に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

工事の実施に伴う残土及び副産物については、残土は適正処分する計画であることや解体工事及び建設工事に伴って発生する建設副産物は分別の徹底を図り可能な限り再利用・資源化を行うことにより、影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避･低減が図られている。

2）施設の供用

① 環境保全措置

〈ストーカ式焼却方式〉
・焼却主灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。
・焼却主灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。

〈ガス化溶融方式〉
・溶融スラグは、土木用資材等として有効利用する。
・溶融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非鉄精錬還元剤及び製鉄原料として有効利用する。
・溶融飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の供用に伴う廃棄物については、処理方式により廃棄物の種類及び発生量が異なるものの、いずれの処理方式についても可能な限り資源化に努めることから影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

第13章　　事後調査計画

第13章　事後調査計画

事後調査の実施については、指針の第 26 に以下の場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとされている。

・予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
・工事の実施中及び土地又は施設の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
・代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
・環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
・環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
・環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

本事業による工事の実施及び施設の存在並びに供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、また、環境基準等の環境保全に関する基準等との整合が図られていると判断した。そのうえで、事後調査が必要か否かの検討を行った結果、予測手法等については、不確実性が伴うものはなく、また、環境保全措置については、これまでの実績から十分効果が確認されているものであることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。

なお、事後調査とは別に事業者が行う監視として、表 13.1 に示すモニタリング調査を実施する計画である。供用時について、大気汚染防止法等に基づく測定を実施する。

表 13.1　モニタリング計画（供用時）

モニタリング項目		モニタリングの手法等		
		調査方法	調査地点	調査期間
大気質	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	自動測定によるモニタリング	煙突	施設供用後に連続監視
	硫黄酸化物、窒素酸化物ばいじん、塩化水素	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に２ヵ月に１回以上
	水銀	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に４ヵ月に１回以上
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	煙突	施設供用後に１年に１回以上

第14章　評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第14章　評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名　　称 ： 八千代エンジニヤリング株式会社　名古屋支店
代　表　者 ： 執行役員支店長　津田 光則
所　在　地 ： 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9